

1. ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

項 目	各市区町における課題
簡易水位計や量水標、CCTV カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保が難しい。
防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の整備を検討しているが、予算的に難しい。 ・防災のための施設整備には、相当額の予算が必要となる。 ・防災行政無線が聞こえにくい難聴地域がある。 ・コミュニティFMが聞こえにくい難聴地域がある。 ・防災行政無線の音量による苦情が課題になっており、近隣住民の同意等が必要。 ・無線子局設置に係る敷地の確保。 ・移動系防災行政無線のデジタル化の検討。 ・屋外子局の老朽化。 ・本庁舎が被災した場合の防災行政無線の確保。
水防活動を支援するための水防資機材等の配備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防工法に必要な材料確保が難しい。 ・水防資機材を充実させる必要がある。 ・河川氾濫を想定した水防対策となっているため、内水被害に対応した水防対策・資機材の配置となっていない。 ・新たな水防資機材への予算確保が困難である。 ・水防資機材の維持管理及び更新が困難である。 ・資機材を確保しておく十分な場所がない。 ・消防団が水防団を兼務しているため、水防工法の習得、継承が難しい。 ・新技術を取り入れた工法等を知っておく必要がある。 ・河川の巡視及び河川の水防活動は、内水被害等の対応で人手が回らない状態である。
庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫時には、市町の多くの箇所が浸水すると想定されるため、庁舎及び災害拠点病院が機能しないおそれがある。 ・想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、今後自家発電設備等の耐水性を検討する必要がある。 ・代替施設において、業務を継続するために必要な設備等を整備する必要がある。 ・市庁舎が浸水した場合に、1F部分の機能が失われる可能性がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・想定を上回る浸水があった場合の対応策が、未策定である。 ・自家発電装置は無加給の場合 3 時間で停止してしまうので、発災時には燃料の早急的な確保が必要になる。 ・非常用電源、重要設備の耐水性が確保できていない。 ・新たに浸水対策等の整備をする予算の確保が難しい。
対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎について、大規模災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。 ・庁舎間での連絡がスムーズにいかない可能性も懸念されるため、移動系防災無線の整備等が必要。 ・代替施設で業務を実施する場合の非常用電源等の確保。

2. ソフト対策の主な取組

(1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知

項目	各市区町における課題
まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・表示看板設置に関する地域住民の合意形成が必要となる。 ・まるごとまちごとハザードマップそのものが浸透していないと思う。 ・町のほぼ全域が浸水区域であるため、設置箇所の選定が難しい。 ・複数の河川に囲まれており、避難方法を一つに搾ることが出来ないため、河川ごとに避難先が変わるなど市民等に分かりやすい案内が難しい。 ・想定最大規模降雨による利根川の浸水想定区域図が作成された後、対応の検討が必要となる。

■情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	各市区町における課題
住民等への情報伝達方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや携帯メール等の情報は、高齢者など一部の住民には伝わらない恐れがある。 ・高齢者、避難行動要支援者等、情報伝達手段が限定されてしまう方々への連絡体制が十分ではない。 ・暴風雨などの騒音等により防災無線や広報車の音が聞き取り困難となるので、工夫が必要である。 ・避難情報の伝達手段は、複数確保しているが、運用する方法や人員の整備ができていない。 ・防災ラジオの普及には、個人の負担(市、一部助成)が伴う。 ・隣接している自治体が避難勧告等を発令すると、途端に問い合わせが増えるので、発令の前に情報を共有するようにしたい。

<p>避難勧告等の発令基準の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水防災意識の向上と避難行動に対する平時からの機運醸成。 ・降雨や水位の見込みや、避難勧告等を発令すべき対象区域の特定が難しい。 ・深夜や早朝の避難勧告の発令のタイミングの見極めが難しい。 ・洪水予報河川、水位周知河川以外の河川の、流域の避難勧告発令のタイミングが難しい。 ・バックウォーターが発生しているときの発令タイミングが難しい。 ・雨が止み、今後降らない状況でも、上流河川の水量や東京湾の満潮、干潮の影響で基準水位に達する可能性があり、判断が難しい。 ・利根川上流部決壊から東京都までは到達時間が長いため、具体的な避難勧告等発令基準は設定していない。 ・経済活動を止めてしまうほどの大規模な避難勧告等を発令するだけの判断基準がない。 ・下流域全体での広域避難を実行する基準が不明確。 ・避難勧告等を、広範囲に、正確・確実に伝えることはかなりの時間を要する。 ・平成27年9月の関東・東北豪雨災害の際にホットラインが機能していなかった。水害対応において、河川事務所からの情報は非常に貴重なので、積極的に情報提供をしていただきたい。 ・避難行動を一番早く開始しなければいけない避難行動要支援者の空振りによる負担が最も大きく、度重なる空振り許されるものではないため、正確な情報の収集と発信のために関係機関の人的支援が必要となる。
<p>避難場所・避難経路の再確認と改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模氾濫の場合、避難場所、避難経路が浸水して、住民の避難が適切に出来ない可能性もある。 ・大規模氾濫により多くの避難者が集中した場合に避難場所が不足することが懸念される。 ・洪水ハザードマップの住民への浸透が課題である。 ・地震と洪水で避難場所を分けていることから、災害の種類により、避難所が異なることの周知徹底が難しい。 ・特に地震と洪水で避難場所を分けていない。 ・対象範囲が広く個別の避難経路の設定は困難である。 ・避難経路の設定について検討する必要がある。 ・避難方法が定まっていない。 ・利根川及び荒川が同時破堤した場合、避難場所が限定される。 ・利根川洪水時には、市内全域が浸水するため、広域避難をする必要があるが、避難先、避難路及び避難手段の確保が出来ない。 ・避難勧告発令時には内水被害が発生して、避難路が冠水し、避難

	<p>場所・避難所への移動が困難となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に高台がほとんどないため、公共施設や民間の大型施設への避難が必要となる。 ・自区内の屋内施設に収容しきれない。 ・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。
避難誘導體制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町職員、警察、水防団員(消防団員)それぞれの役割が明確になっていない。 ・交通管理者との調整、誘導、体制の構築。 ・避難行動要支援者の所在を民生委員・児童委員などで平常時から把握しておくとともに、自主防災組織等地域の協力を得て避難誘導する必要がある。 ・広域的な避難が必要となった場合は、人手不足である。 ・避難に対する住民の意識が低い。 ・避難誘導には、地域の防災組織との連携が必要である。
要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難施設での避難訓練の支援等が欲しい。 ・他の市内の要配慮者利用施設でも、訓練を実施する必要がある。 ・具体的な避難計画作成に至るまでの十分な支援は出来ていない。 ・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設等への水防に係る啓発を図る必要がある。

■企業防災等に関する事項

項目	各市区町における課題
不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が利用する地下施設に対し、水防に係る啓発を図る必要がある。 ・施設における避難訓練の実施。
大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・条例により大規模工場の範囲を規定する必要がある。 ・大規模工場に対し、水防に係る啓発を図る必要がある。

■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

項目	各市区町における課題
氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に他市区町村と協定等を結び、避難所の指定を行う必要がある。 ・氾濫の規模が大きくなると、離れた市区町村まで避難する必要があるため、そのための計画が必要となる。 ・利根川洪水時には、市内全域が浸水するため、広域避難をする必要があるが、避難先、避難路及び避難手段の確保が出来ない。

<p>広域避難のための避難場所の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所の確保については、今後の対策は未定であるが、古河市の場合、三和地区が洪水の被害が小さいと考えられているため、市内での避難体制を検討している。 ・自分の町だけではなく、近隣の市町の被害想定や、広域避難場所の有無・受け入れ可能人数を把握しておくことが必要。 ・河川が集まる地域や河川に挟まれる地域では、他自治体への広域避難が想定されるが、近隣自治体も浸水している可能性が非常に高い。遠方の協定市町との連携を密にし、広域避難をスムーズに行える環境を整える必要がある。 ・他の市町村に避難所確保は出来ていない。 ・利根川だけではなく、渡良瀬川や、思川の氾濫も考えると、かなり遠方まで避難しなくてはならなくなり、避難者の負担となる。また、全市民を避難させる方法がない。 ・他市町村からの避難者受入れ等に関して、具体的な取り決めをする必要がある。
<p>広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップは、関係住民に対する十分な周知を図る必要がある。 ・大規模災害時は、内水氾濫も多く発生し、避難ルートの確保が困難となることが想定されるため、十分な通行が可能となる場所を事前に知っておくためのハザードマップが必要。

■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成

<p>項目</p>	<p>各市区町における課題</p>
<p>避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインを発災時に有効活用できるようにするため、訓練の必要がある。 ・災害発生時に有効活用できるようなタイムラインを作成する必要がある。 ・大規模な水害は複数の自治体に影響を及ぼすことが想定されることから、タイムラインの作成においては、広域的な観点も必要となる。 ・タイムラインの作成は自治会等住民、市、県、国、企業等が共同で行う必要がある。
<p>タイムラインに基づく実践的な訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町単独で訓練を実施することは困難であり、自治会等住民、県、国と協同して実施する必要がある。

■防災教育や防災知識の普及

項 目	各市区町における課題
水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・当該情報に精通した職員の育成が必要である。
水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・住民や各地域の小中学生や教員が、水防災に対して十分な意識を有しているか懸念がある。
教員を対象とした講習会の実施	・教員に対しては、水害だけでなく広く防災に対しての講習が必要となる。 ・教育委員会と協議しながら検討していく必要がある。
小中学生を対象とした防災教育の実施	・水害に関する防災教育のため、継続的に実施していく必要がある。 ・教育委員会と協議しながら今後検討していく必要がある。
水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・時間の経過とともに、記憶が薄れることから、災害から得られた教育の伝承は早急に進める必要がある。

(2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

項 目	各市区町における課題
河川水位等に係る情報提供	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段を確保する必要がある。 ・市の防災担当と消防団担当が同じため、消防団への対応が困難になる。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・巡視区間が広域なため、伝達要領で規定された間隔での巡視が難しい。 ・巡視のための必要な人員確保が、水防団(消防団)等では難しい。 ・計画上、巡視区間は設定されているが、実際の区間が広範囲過ぎたり、人手が内水対応に奪われてしまうなど、巡視できなくなる場合がある。 ・水防に関する知識や危険性についての説明をしていくとともに、巡視区間や巡視ポイントをまとめた水防活動マニュアルを作成する必要がある
水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・大規模水害に対する水防資機材が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討し直す必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・水防工法のための必要備蓄数を見直していく必要がある。 ・予算の関係で資機材の補充等が的確に行えない場合がある。 ・資機材を確保する十分な場所が確保できない。 ・木流し工法など、材料が手に入れにくい工法は、それに代わる新技術等を取り入れた工法等を知っておく必要がある。
水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民を含めて情報提供を徹底していくことが必要である。
水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合、円滑な情報伝達が確実にできるか懸念がある。 ・情報伝達訓練は実施していないが、実施すべき課題である。
水防団同士の連絡体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合、円滑な情報伝達が確実にできるか懸念がある。 ・全団の班長が定期的に変わるので、団同士の連絡をどのようにとるようにするか検討していく必要がある。
関係機関が連携した実働水防訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施していた行政のみの合同訓練に住民を参加させていく必要がある。 ・水防工法の実技講習の必要がある。 ・水防工法の実技講習の会場や資機材、講師派遣などの課題がある。
水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・団員の人数の減少と高齢化は常に課題となっている。
地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者との災害協定はあるが、水防資機材等の保管が少なく大規模な水害には対応しきれない。 ・水害に特化した協定は締結していない。
庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。 ・災害拠点病院の水害時対応マニュアルは作成していない。 ・市内に災害拠点病院はなく、県が指定している災害拠点病院への緊急時搬送方法等の検討が必要である。

(3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

■①氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	各市区町における課題
氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町全域が浸水するような被害となれば、どこから排水させたらよいかわからなくなる。隣接市区町も同じような状況になると考えられるため、支援してもらうことは難しいと思われる。 ・災害時に慌てず対応できるように、どの水門から優先して操作すれば良いか、順番表の作成が必要である。

■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

項 目	各市区町における課題
関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成	<ul style="list-style-type: none"> ・排水計画を作成するに当たって、雨水のほか家庭や工場等から排出される都市排水を計画量として検証する必要があるため困難であると思われる。単に水路断面による計画水量だけでは算出することは出来ない。 ・排水樋管への排水ポンプ等の施設整備が必要である。 ・大雨等の緊急時の水門等の開閉責任者の明確化と市との連絡を密に行うことが必要である。 ・水門を閉めた際、地区市民への周知方法が課題となっている。 ・排水樋管を閉じると内水がはけなくなるなどの問題が生じるため、排水ポンプの手配が必要である。
関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排水訓練については、机上訓練ではなく機場運行を伴う実地訓練が無ければ意味をなさないとと思われるが、その際、機場ポンプが稼働できるだけの水位が無ければならないため、訓練としての実施は困難であると思われる。

■BCP(業務継続計画)に関する事項

項 目	各市区町における課題
水害時に行政機能を維持するBCPの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な水害が発生した際の市庁舎の機能に不安がある。 ・事業継続計画を策定するための人員不足とノウハウがない。
水害に対応した企業BCP策定への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識、人員の不足。 ・市のBCPが策定されてないため、企業への支援はその後の課題となる。

■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用

項 目	各市区町における課題
生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定を締結している企業が十分とは言えないことから、積極的に企業に働きかけていく。

A. 取組項目	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備													
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置										・豊穂川の代行寺地区と立木地区に1箇所、小山栃木排水路の島田地区に1箇所、計3箇所にCCTVカメラを設置済み。			
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・デジタル行政無線を完備している。	・デジタル防災行政無線を完備している。 ・防災無線の屋外スピーカーを難聴地域に増設した。	・デジタル防災行政無線を完備している。【平成19年度】			・アナログ行政無線を完備している。 ・防災ラジオを避難行動支援者、関係支援協力者等に配布した。	・防災無線は、無償貸与で全戸に配布である。故障等の不具合が生じた場合は、申し出によりやはり無償で交換している。	・移動系防災行政無線を整備した。 ・同報系防災行政無線を整備している。 ・コミュニティFM放送を整備した。 ・防災ラジオを、小中学校、視覚障がい者、民間の福祉施設等へ配布した。 ・防災ラジオの購入に関する助成制度を実施している。	・デジタル行政無線を完備している。	・同報系防災行政無線は、デジタル化済み。	・平成27年度において、親局設備・副局設備・子局設備4基を設置。(内モーターサイレンを3基を設置)平成28年度は子局設備6基を設置。(全てモーターサイレン付)	・登録制メール及びエリアメール等により配信できる。	・防災行政無線はアナログ方式からデジタル方式へ移行済み。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	・水防団が利用しやすいように資機材の配置をしている。		・排水ポンプ車の購入【平成28年度】	・作成済みの土嚢をストックしている。		・当町他3市1町で構成している水防事務組合の水防計画に基づき、資機材の配置計画を立てている。	・水防団活動を支援するため、船外機の購入、ライフジャケットの全員への配布、ライトウエーター(ばか長靴)等を購入し装備の充実をした。	・10箇所の水防倉庫に、土のう袋、杭等の水防資機材を配備している。 ・水上バイクを1台、消防分署に配備した。【平成28年度】	・消防署及び分署等のほか、各地に設置された水防倉庫や分団車庫に、小山市水防計画に基づいた水防資機材を配備している。 ・資機材として土のうを約5600袋、消防団車庫や水防倉庫、公園に増強し配備している。 ・水防活動の安全確保のため、水防倉庫にライフジャケットを30着、また、救命ボート6艇を配備している。		・水防活動を実施しやすいように市内各所に水防倉庫を配置し、水防資機材を配備している。 ・消防団にライフジャケット、トランシーバーを配付している。 ・資機材の在庫調査を定期的に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。	市内7箇所の水防倉庫に資機材を配備している。	
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化			災害対策本部設置場所となる取手市役所本庁舎は、浸水想定区域外にある。また、平成17年度より非常用電源について96時間を確保している。	・庁舎は浸水想定区域から離れている。	庁舎は浸水想定区域から離れているので、施設及び発電装置の耐水化は未対応である。	・対象施設:五霞町役場庁舎 浸水想定区域にあり、庁舎の非常用電源は整備されているため、浸水した場合は代替え施設で災害対応を行う。			・庁舎の自家発電装置は屋上に設置されている。 ・市役所本庁舎…自家発電設備未設置	・対象施設:野木町役場庁舎 浸水想定区域から離れているが、浸水しにくい構造となっている。	・対象施設:伊勢崎市役所東館 浸水想定区域(0.5m未満)にあるが、浸水しにくい構造となっている。	庁舎は浸水想定区域外である。	
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部の情報収集設備は、パソコン(通常業務で使用しているもの)、電話(防災電話)、FAX、テレビ。	・災害対策本部に必要な大型モニター、大判地図を整備済み。	災害対策室を新庁舎3階に設置しており、災害対策本部用としてPC4台、プリンター、大型テレビを用意しているが、PCと接続するモニターはない	・災害対策本部は、市役所本庁舎大会議室に設置することとしている。災害対策専用パソコン(4台)、テレビ、モニター、MCA無線を整備している。	本部専用のパソコンは無く情報担当部署からの準備の機材で対応する。パソコン等と接続できる大型TVはある。	・災害対策本部は、町長室の隣に災害対策室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはないため、職員が普段使用しているノートパソコンを用いられない。FAXは常設してないので、防災担当フロア内に設置されているものを使用する。また、大型TV、パソコンと接続する大型モニターはない。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部の設備は全て揃っている。	・災害対策本部は、危機管理課の隣の会議室に設置することとしている。 ・職員が普段使用しているノートパソコンを使用する。FAXは危機管理課に設置されているものを使用する。パソコンと接続する大型モニターはあるが、大型テレビはない。	・災害警戒・対策本部は危機管理課と同じフロアにある、大会議室に設置する。 ・PCは職員が普段使用しているものを持ち込む。 ・プロジェクター、大型TV2台設置してある。 ・専用電話回線があり、専用電話機を持ち込み使用する。	・パソコン7台、ファックス1台、電話回線・本体15台、プロジェクター2台及びスクリーン2基。 ・CCTVカメラ3箇所設置。	・災害対策本部は、役場本館会議室に設置する。 ・パソコンやFAXは普段使用しているものを利用する。	・市長室隣の災害対策室が本部になる。 ・モニターが整備されている。	・パソコン、FAX、電話に加え、防災関係機関にMCA無線を配備済み。
・その他(自由に記入)										・住民の一時避難および水防活動拠点としての防災広場整備に着手している。 (小山市防災広場整備計画(下生井地内)平成30年度末完成予定)			

2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■住民等の避難行動につながるわかりやすいリスク情報の周知													
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に水深、避難経路などの表示看板を設置している。		・過去の小貝川での洪水被害を受けた一部地域において実施している		河川沿線で浸水が予想される区域の電柱に標高表示を実施している。		・本事業に積極的に取り組んでいる。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深などの表示看板を設置している。		・浸水想定区域には、電柱、学校、公共施設に水深などの表示看板を設置している。 ・「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある東電柱に避難場所、避難経路を示していく。			
・その他(自由に記入)													

■避難計画、情報伝達方法等の改善

・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式ホームページ、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。	・有事の際は、防災行政無線、市ホームページ、市メールサービス、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難勧告等の発令をした際は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メールマガジン、ツイッターフェイスブックによる情報伝達を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、緊急速報メール、ホームページ、アラート、報道機関などで広報を行う。	広報車、市ホームページ、市情報メール配信サービス(登録者のみ)、エリアメールでの周知。 対象区域の区長(自治会長)に対する電話連絡。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力等により広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・各地域の民生委員、自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・地域防災計画に情報伝達の体制を記載している。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、コミュニティFM、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、報道機関の協力等により広報を行う。	・避難情報を発令した場合、防災行政無線、消防車等による広報、市P、SNS、ケーブルテレビ、緊急速報メール、アラート、自治会町への電話連絡等で伝達している。	・同報系防災行政無線、小山市安全情報メール、アラート、緊急速報メール、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、メール配信サービス、エリアメール、アラート等により広報を行う。 ・対象区域の自主防災組織及び自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・避難行動要支援者への対応については、現在検討中。	・防災行政無線、登録制メール、広報車、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て行う。 ・インターネット(おたの安全・安心メール)、市ホームページ、広報課ツイッター) ・固定電話(登録者) ・携帯電話各社による緊急速報メール ・市広報車、消防車等による巡回 ・テレビ、ラジオへの放送依頼 ・防災行政無線	避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、下記の方法により市民へ伝達する。 ・インターネット(おたの安全・安心メール)、市ホームページ、広報課ツイッター) ・固定電話(登録者) ・携帯電話各社による緊急速報メール ・市広報車、消防車等による巡回 ・テレビ、ラジオへの放送依頼 ・防災行政無線
-----------------	---	---	---	---	---	---	-------------------------	--	---	---	---	--	--

実施済または実施中の取組

A. 取組項目	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市
---------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	--------

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動													
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置								・気象観測の専門業者より、リアルタイムで気象情報と併せて河川水位と市内の雨量情報をウェブシステムにより提供を受けている。 ・河川水位と市内の雨量情報をリアルタイムで観測するため、雨量計(17か所)、水位計(18か所)を市内に設置し、データを収集することにより、インターネットによる「水防支援サービス」の中で表示させている。			・雨量計システムを導入済み。(時間外であっても随時に警報メールが担当職員の携帯に届く。また、外部サーバー上にページを設け、いつでも、誰もが、その状況を確認できる。)		・各ポンプ場・排水機場に水位計を設置している。
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・移動系行政無線を整備している。 ・登録制メール配信を行っている。	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。	・登録制メールや緊急速報メールを活用した防災情報の配信環境を整備している。	デジタル同報系防災行政無線を整備している。	・防災行政無線の同報系のデジタル化が完了済。		MCA無線を整備し、デジタル行政無線の代替としている。	・防災行政無線を市内572か所に整備している。 ・防災行政無線で放送した内容を、市ホームページおよびテレビ埼玉のデータ放送に掲載している。	平成27～29年度の3か年で、防災行政無線のデジタル化整備工事を実施中である。 ・防災行政無線の放送内容を確認できるテレホンサービスを開始した。	・防災行政無線をデジタル化に移行済み。	MCA無線、戸別受信機を導入した。 難聴地域の解消のため、電話による自動応答サービス、HPへの同時記載、安全安心メールへの同時送信を併用している。	・同報系防災行政無線デジタル化済み ・防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化を実施中 ・防災情報を送信できるメール配信サービスを提供している	
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備		・ゴム長靴(全員) ・救命胴衣(5個/分団) → 10ヶ分団/町			・水防時に使用する資機材を購入し、備えている。		土のう袋、ロープ、救助用ボート、交通規制看板等を色業消防署や町で備えている。	水防倉庫の配置計画を立てている	・福川河川防災ステーションと水防倉庫3箇所に資機材を配備済み。		平成29年度までの5ヶ年計画で必要資材を水防倉庫に備蓄している。	・市内3箇所に水防資器材を収納する水防小屋を設けている。 ・本庄市と上里町で構成される坂東上流水害予防組合で土のう袋や水防工法などで使用する資材を備蓄している。 ・市でも土のう袋や発電機、水中ポンプなどを配備している。	・土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管している。 年に一度点検している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・対象施設: 館林市役所庁舎(浸水想定区域0.5m以上～1.0m未満)非常用電源の耐水性が確保できていない。		・対象施設: 中央公民館、北小学校、東小学校 施設の屋上に太陽光発電・蓄電設備を設置している。		・役場庁舎自身が周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水には対応できる。		町庁舎は自家発電設備を備えている。現在の被害想定では、盛り土された場所に建設されているため、浸水被害はないと考える。		・対象施設: 熊谷市役所本庁舎 災害対策本部を設置する熊谷市役所本庁舎は、1.0～0.5mの荒川浸水想定区域に位置しているため、市役所本庁舎の地下に設置していた自家発電装置を撤去し、屋上に新設した。	・災害対策本部: 行田市役所本庁舎 ・浸水した場合に想定される水深は1～2m未満と想定している。 ・自家発電装置(非常用電源)の耐水性が確保できている。	・各庁舎及び避難所等の災害活動拠点においては、2～3階以上に非常用電源を確保している。非常用電源は、主に移動式の発電機を数台と、燃料として、当面の運、運転できる分のエンジンオイルとガソリンを備えている。	本庁舎は浸水想定区域に含まれていない。 ・各ポンプ場・排水機場には耐水性を備えた自家発電装置等を設置している。 ・また、可搬式の発電機を用意している。(リース)	
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は政策審議室に設置することとしている。 パソコン、FAX等の機器は事務室にあるものを使用する。	・群馬県防災行政無線(地上系、衛星系)、FAX、パソコンが整備済み。 ・町防災行政無線(移動系)。 ・町所有の通常パソコン。	・災害対策本部は、町役場本庁舎2階の議場に設置することとなる。 ・災害対策専用パソコンがないため、職員が普段使用しているノートパソコンを用いている。 FAXは、議場付近に常設されている。 その他、パソコンと接続する大型モニターもなく、プロジェクターを用いている。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策専用パソコンは1台ある。それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いている。 FAXは、総務課に設置されているものを使用する。また、大型TVがある。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。		災害対策用の部屋はないため、会議室での対応となる。 ・災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部は、危機管理部の執務室がある消防庁舎に設置することとしている。 ・「さいたま市総合防災システム」にパソコンや携帯電話からログインすることで、被害情報の収集等が可能である。 ・危機管理部執務室にFAX、大型TVが、災害対策室にパソコンと接続する大型モニターが常設されている。	・災害対策本部は、市長室と同じフロアの会議室に設置する。 ・本庁舎の巨額がダウンした場合には、備えて、wifiモバイルルーターでインターネット接続可能なノートパソコンを1台所有している。そのほか、テレビ、プロジェクター、スクリーン各1台所有。	・災害対策本部は市長室に近い会議室に設置する。 ・災害対策専用パソコンはないので、職員が普段使用しているノートパソコンを情報収集に使用する。 ・伝達設備は、FAXやMCA無線機などを使用する。	水防計画で設定。	・通常業務に使用しているパソコン等を使用予定 ・坂東上流水害予防組合の水防対策本部は市の災害対策本部と併せて設置されるが、組合としては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。テレビ、FAXは都市整備部に設置されているものを使用する。	・本部設置時に必要な情報収集・伝達設備として、パソコンやFAX等を整備している。 ・また、市の防災行政無線や県の防災行政無線等の設備操作が出来る状況となっている。
・その他(自由に記入)													

2) ソフト対策の主な取り組み ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■住民等の避難行動につながる													
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充		・一部地域において、昭和22年カスリーン台風被害の、洪水状況を示した最高浸水深表示は存在。 ※その他対象なし。						・企業と、避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。			・市内では大利根地域の一部で、実際にカスリーン台風による洪水被害が発生したときの浸水深を、電柱に巻き付けた看板に避難所情報と併せて表示・周知している。		・避難場所に指定避難場所であることを表示する看板を設置している。 ・各駅に避難場所案内看板を設置している。 ・避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結しており、電柱に避難場所案内看板を随時設置している。
・その他(自由に記入)													

■避難計画、情報伝達方法等の

・住民等への情報伝達方法の改善	・テレビ、ラジオを通じた広報・館林ケーブルテレビを通じた広報。 ・広報車による広報。 ・ホームページへの掲載。 ・たばやし安全安心メールによる配信(登録制メール配信サービス)。 ・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール。	・地元区長への電話連絡。 ・広報車、水防回車周による広報。 ・登録制の情報メール配信。 → 「メルたま」 ・緊急災害情報配信サービス(携帯会社3社) ・災害に係る情報発信(ヤフー)ラジオ放送による情報発信(FMたまむら)	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、登録制メール、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・自主防災組織との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、広報車、町公式サイトメール配信サービス、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、安全・安心メール、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、登録制メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、報道機関の協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線による屋外放送、サレン、広報車、おうちお知らせメール、テレビ・ラジオ放送等伝達手段を複合的に活用する。	・避難勧告・指示は同報系無線による下記伝達手段により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 市HP、防災課HP、テレビデータ放送(Lアラート)、フェイスブック、ツイッター、エリアメール、緊急速報メール、防災行政無線、広報車	・避難勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団員による巡回等により、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自治会又は自主防災組織への電話 ・緊急速報メール、インターネット(HP、ツイッター、フェイスブック)による情報伝達 ・ファクシミリによる関係各所への一斉送信 ・防災行政無線(放送内容確認テレホンサービス含む)、広報車の利用 ・県災害オペレーション支援システムを利用したLアラートへの情報配信(ラジオ、テレビ等報道機関への広報協力要請)	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、行田ケーブルテレビ、ホームページ、緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民、事業所等に対し情報等を迅速に伝達する。	地域防災計画上に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもろい、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。	・防災行政無線、緊急速報メール等で情報伝達を行うことを地域防災計画で規定している。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Lアラートの協力を得て広報を行う。 ・各自治会あて一斉FAXを利用し、情報を提供する。
-----------------	--	--	---	--	--	---	---	--	--	---	--	---

実施済または実施中の取組

A. 取組項目	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	39白岡市
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動													
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置		・常光ポンプ場に水位計を設置している。 ・コスモスアリーナ屋上、馬室小学校屋上、安養寺壇、常光ポンプ場に河川監視カメラを設置している。	・豊東部排水機場、清水川排水機場、七間堀排水機場、柳原排水機場、高田堀川、田谷、元宮橋、緑ヶ丘の計8か所に設置済み。		・各ポンプ場等に水位計を設置している。			・市内ほとんどの排水施設に水位計を設置、自動運転している。		・水路に量水標を設置している。	・倉松川の東地区と春日向地区の計2箇所CCTVを設置している。 ・倉松川の東地区に量水標を設置している。		
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・防災ラジオについては、自治会長を中心とした一部住民に配布している。 ・防災行政無線のデジタル化への対応を図ると共に、順次聞き取りにくい地域の解消に努める。また戸別受信機の増設、自動応答サービス等の利用啓発を行う。	・デジタル行政無線を完備している。 ・防災行政無線個別受信機を配布している。 ・防災行政無線メールを配信している。	・防災行政無線デジタル化更新工事中 ・防災行政無線デジタル化更新工事で、より難聴区域解消のため、37基増設中。	・防災無線をアナログからデジタルに改良。	・情報配信のための登録制メール、ツイッター、LINE、Lアラートを整備済み。		・防災行政無線デジタル化について、平成28年度は基本設計、平成27年度は実施設計を行った。 ・防災行政無線の放送内容をメールで配信するサービスを平成23年1月から実施している。	・平成31年度まで固定系防災行政無線のデジタル化整備を実施中。 ・防災行政無線戸別受信機を各町会に配布。 ・Lアラート、市メール配信システム、緊急通報メールを整備済み。	・固定系(同報系)はデジタル行政無線のデジタル化整備している。 ・移動系無線についてはデジタル化を検討している。	防災行政無線デジタル化工事済(基地局及び屋外拡声受信子局)	・デジタル行政無線を完備している。 ・防災防犯情報のメール配信サービスを行っている。	・デジタル防災行政無線を整備中。 ・情報配信手段については、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、埼玉テレビデータ放送を整備済み。	・平成28年度に防災行政無線デジタル化の整備工事を執行。 ・「白岡市安心安全メール」(登録制メール)にて、防災無線で流した内容等をメール配信している。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備	加須市・羽生市水防事務組合の水防資機材備蓄計画に基づき、各水防倉庫に配備している。	水防倉庫を設置して水防資機材を配備している。	防災倉庫に土嚢(4,000個)保管。	・必要資材は防災備蓄倉庫等に備蓄	水防資機材等については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土嚢や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	久喜市を含む5市町で組織される水防事務組合(利根川栗橋流域水防事務組合)で水防資機材を保有している。	土のう、ブルーシートを保管している。定期的な土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。 ・毎年度資機材の充実を図っている。	・水防計画によって各水防倉庫に資機材が配備されている。	・水防団が利用しやすいように資機材の配置計画を立てている。		
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・対象施設:羽生市役所庁舎 浸水想定区域にあり、また多くの情報通信設備が、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、床から最低限の高さを確保し設置している。	・対象施設:鴻巣市役所新館 浸水想定区域にあるが、基礎をあげているため、浸水はしない想定されている。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。		・市役所本庁舎西棟屋上階に設備がある。	・対象施設:本庁舎、第二庁舎、第三庁舎 各庁舎ごとに非常用発電設備を設けている。 庁舎敷地内は浸水想定区域内にある。非常用発電設備に関して、本庁舎は、地上の架台の上に設置。第二庁舎、第三庁舎は、屋上に設置しているため浸水の恐れなし。	・対象施設:桶川市役所(仮設庁舎) 浸水想定区域から離れている	・本庁舎敷地内の自家発電装置に浸水想定区域から離れている	市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メッセを防災拠点と位置づけている。	・対象施設:三郷市消防・防災総合庁舎3階 庁舎は浸水想定区域にあるが、本館を3階に設置することにより災害対応の継続は可能、と想定される。	・対象施設:蓮田市役所庁舎 庁舎は浸水想定区域から離れている。また、非常用の発電機は庁舎の屋上に設置されている。	・災害対策室の自家発電装置は想定浸水深より高い位置に設置。		
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は羽生市役所本庁舎に開設することになっている。 ・対策本部開設にあたり必要となるパソコン、コピー機、FAX等については企画課が、テレビ等に関しては財政課といったように、各課分類して準備することになっている。 ・災害対策本部用の部屋はないため、執務室、会議室等で対応することになる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することになる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。	・災害対策本部専用のパソコンなどの設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXなどを使用する。 ・パソコン等設備については、普及していない。	・災害対策本部は、市役所本庁舎西棟5階の会議室に設置することとしている。 ・パソコン等設備については、普及していない。	・災害対策本部は、原則、市長室の隣の会議室に設置されるため、無線設備を備えているが、本庁舎が被災した場合も想定し、代替となる第二庁舎の大会議室にも同様に備えている。 ・また、災害情報管理システムを構築し、職員の参集状況や市内の被災状況等の情報を集約、一元化・共有化する体制を整備している。 ・平成27年度に移動系デジタル防災行政無線を整備し、地区防災拠点となる地区センターや避難場所・避難所となる小中学校、各タイプのイン機関等にFAXを備えた無線子局を整備した。		・災害対策本部設置時は、平常時の業務で使用している職員毎の端末やFAX等を使用して情報収集及び伝達を行う。	・固定系・移動系防災行政無線、トランシーバー、衛星携帯電話、消防無線及びモバイルWi-Fiルーターのほか、埼玉県災害オペレーション支援システム、埼玉県衛星系・地上系防災行政無線を整備している。	・災害対策本部は、消防・防災総合庁舎3階に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは5台あり、それ以外には、職員が普段使用しているノートパソコンを用いることとなる。危機管理部門の事務室が併設されているのでFAX等は常設している。大型TVがあり、パソコンと接続することCCTVを表示できる。	・災害対策本部用の部屋はないため、執務室で対応することとなる。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。 ・県の災害オペレーション支援システム等を使用し情報収集及び伝達を行う。	・災害対策室にあるFAXやTV、CCTV表示モニターを使用し、パソコンについては職員が普段使用しているノートパソコンを用いる。	・災害対策本部は、第二庁舎の会議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンはある。FAXは常設していないので、倉庫に保管されているものを使用する。また、TVはあるが、パソコンと接続する大型モニターはない。	・通常業務用パソコン、タブレット、FAX(電話回線)、防災行政無線(同報系、移動系)、非常用電話(地上系、衛星系)、FAX(地上系、衛星系)、災害時緊急連絡用携帯電話等。
・その他(自由に記入)			現在の庁舎には、自家発電機等の設備は設置していない。										

2) ソフト対策の主な取り組み ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■住民等の避難行動につながる													
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・避難所等の看板設置促進のため、地域貢献型電柱広告に関する協定を民間企業と締結した。			・市内小中学校に指定避難場所の看板設置		桶川市防災ガイド(市役所仮設庁舎、東部連絡所)	電柱に張り付ける形で設置している39箇所の看板を平成27年度末に更新した。昭和22年カスリーン台風時の実績浸水深及び付近の避難所について記載している。	・想定浸水深を表示する看板は未設置であるが、市内150箇所の電柱に、避難所誘導看板を設置している。	・市内小中学校に指定避難場所の看板設置	・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の掲示に努めている。	・カスリーン台風時の浸水深が分かる場所については、電柱に表示看板が設置されている。	・市内小中学校、県立高校、一部公共施設に指定避難場所の看板設置 ・指定避難場所誘導看板を20箇所設置 ・企業と避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を締結しており、順次、設置を拡大している。	
・その他(自由に記入)													

■避難計画、情報伝達方法等の

・住民等への情報伝達方法の改善	・防災行政無線、メール配信サービス、緊急通報メール、アマチュア無線、タクシー無線、市ホームページ、twitter等公式ソーシャルメディア、道路情報表示板等を有効的に活用し、情報伝達を迅速かつ的確に行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口頭伝達、テレビ、ラジオ、緊急通報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動要支援者にも周知徹底を図る。	防災行政無線、深谷市メール配信サービス、テレビ埼玉dメニュー、テレビドーム、緊急通報メール、広報車、Lアラートなどの伝達手段により周知を行う。	・地域防災計画(水害編)で記載している。 [市]対象地域住民に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車、口頭等により避難勧告等を伝達、インターネットのホームページ等に掲載(消防)消防団員、消防車両、口頭等により伝達、自主防災組織等の協力による組織的な伝達 [放送機関]市は各放送機関に避難勧告・指示の内容の放送を要請	・防災行政無線 桶川市防災情報メール 桶川市HP 広報車 電話 ・テレビ等報道機関への広報依頼	・地域防災計画で伝達方法について記載している。 防災行政無線、防災行政無線情報メール、緊急通報メール、フェイスブック、ツイッター、ライン。	・防災行政無線、市ホームページ、緊急通報メール、Lアラート、市メール配信システム、広報車、一斉FAX、自主防災組織との連携。	・防災行政無線 広報車 ・緊急通報メール(エリアメール) ・三郷市公式サイト ・SNSの活用 ・Lアラート→地デジデータ放送	・防災行政無線、広報車、市ホームページ、市公式メール配信サービス、防災無線放送確認ダイヤル、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・本部体制設置の際に自主防災会長に連絡。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、消防団、メール配信サービス、緊急通報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡し、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織や自治会との協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、ツイッター、緊急通報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるよう留意して、伝達する。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知漏れを防ぐ。	・防災行政無線、広報車、白岡市安心安全メール(登録制メール)、エリアメール、インターネット(ホームページ等)、回覧、ハンドマイク、県の防災システム(災害用オペレーション支援システム)を用いてLアラートへの発信。 ・ケーブルテレビ企業と協定を締結しており、要請をすれば、ケーブルテレビにて情報公開可能。	・防災行政無線、広報車、白岡市安心安全メール(登録制メール)にて、防災無線で流した内容等をメール配信している。
-----------------	---	---	---	---	--	--	--	---	--	---	---	---	---

実施済または実施中の取組

A. 取組項目	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	49江戸川区
---------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	-------	--------

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動										
・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置		対象なし			六丁四反水路(普通河川)に簡易水位計、六丁四反調整池にCCTVカメラを設置している。		・準用河川つくし野川において、簡易水位計(後日、水位上昇を確認できる装置)を設置している。 その他、市内39箇所に簡易水位計を設置している。	・洪水予報河川以外の河川の出水危険箇所にて独自の監視カメラを設置している。 ・都が量水標の設置を行っている。		
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	・デジタル防災行政無線(移動系)を完備している。	防災行政無線デジタル化工事の入札済	・登録制メール配信、アラートを整備済み。 ・自主防災会長へ個別受信機1台あり。	平成25年度からデジタル化工事を行っている。(平成28年度完了)	・デジタル防災行政無線を完備している。 ・各公共施設や福祉施設に戸別受信機を設置している。 ・希望のある聴覚障がい者を対象に戸別文字表示機能付きの戸別受信機を無料で貸し出している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・防災情報のメール配信体制を構築している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。	・防災行政無線のデジタル化に向けた、平成28年度に設計委託、29~32年度に工事を予定している。	・防災行政無線のデジタル化の整備が完了している。 ・希望する聴覚・視覚障害者に電話・FAXで避難情報を発信する。	・防災行政無線のデジタル化を進めている。
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備		担当課において水防資機材を準備中	・町内3箇所の水防倉庫に水防資機材を配備している。(利根川栗橋流域水防事務組合)	水防団が利用しやすいよう、資機材の充実を図る	土のうや縄などの水防資機材は市内6か所に配備している	安全帯、ライフジャケット等安全装備資機材を配置している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内に4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	東京都水防計画の資材標準備蓄品目を参考に資機材を保管している。	消防団に6艇ゴムボートを貸与している	・2tポンプ車1台を保有している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	・対象施設:上里町役場庁舎 浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はしないと想定される	防災行政無線デジタル化工事に伴い非常発電装置についても整備予定	・役場庁舎及び代替庁舎となる「すぎとピア」には、自家発電が整備済みである。		・対象施設:野田市役所庁舎 浸水想定区域から離れており浸水の想定はしていない。		市庁舎や指定避難所は、洪水時に安全性が確保される箇所に位置している。			・区役所本庁舎は非常電源を2階に配備している。
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・災害対策本部は、庁議室に設置することとしている。 ・災害対策専用パソコンは1台あるが、それ以外は、職員が普段使用しているノートパソコンを用いるが、FAXは常設していないので、総務課に設置されているものを使用する。	・災害対策本部は、市長室の隣の会議室に設置することとしている。 ・情報収集資機材については、防災行政無線デジタル化整備工事の中で設置予定。	・パソコン、FAX	・災害対策本部専用の部屋は無いが、会議室で対応する。 ・移動系防災行政無線の親局の利用可能。 普段使用しているパソコンを利用する。	・設備については以下のとおり (1)パソコン 防災安全課職員が平常時に使用している端末が10台、Em-Net(緊急情報ネットワークシステム)専用端末が1台、千葉県防災情報システム専用端末が1台。 (2)電話 NTT電話が5台、防災電話が1台。 (3)FAX NTTFAXが1台、防災FAXが1台。	・災害対策本部は、本庁舎3階の庁議室に設置することとしている。 ・特に災害対策用の設備はないため、普段使用しているパソコンやFAXを利用する。常設スクリーンを設置することとしており、庁舎車両班は事務所に必要な設備の設置を行う。	・災害対策本部は、区長室の隣の会議室に設置することとしている。 ・機材等設備面は問題はないが、電源が使用できないときは起動しない等対策を早急に検討する必要がある。	情報の収集・伝達のための設備(パソコン、FAX、CCTV表示モニター等)の整備はしているが、庁舎が浸水すると使用できなくなる	・防災行政無線(デジタル化)、高所カメラ、MOA無線、DIS(東京都災害情報システム)、河川管理者の映像共有化システムを配備。	
・その他(自由に記入)										

2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■住民等の避難行動につながる										
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・学校、公共施設等に避難所などの表示看板を設置している。	・過去の水害の浸水深さ、電柱などに明示している。	・現在17箇所設置済み。		・浸水時に対応可能な避難所の情報については、野田市で配布している「防災ハンドブック」や「洪水ハザードマップ」で掲載しており、窓口での配布のほか、ホームページでも公開している。		・避難所の案内表示板は設置している。 ※まるごとまちごとハザードマップの整備は実施していない。			・水害に対する区民の意識を啓発するため、小中学校の校舎や公園、堤防など区内174箇所に「水位標示板」を設置。
・その他(自由に記入)										

■避難計画、情報伝達方法等の

・住民等への情報伝達方法の改善	・避難準備、避難勧告、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式ホームページ、フェイスブック、防災メール、アラート、報道機関との協力を得て広報を行う。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車等で情報を伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民への周知徹底を図るとともに、町本部は、避難勧告・指示情報を町ホームページ等に掲載する。 ・広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるときは、県を通じて各放送機関に対して、避難勧告又は指示内容の放送の協力要請をする。	・防災行政無線、広報車、登録制メール、エリアメール、アラート	・防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、アラート、報道機関の協力を得て、広報を行う。 ・自主防災組織等の地域コミュニティとの協力、連携により、住民への周知漏れを防ぐ。	・地域防災計画において避難情報や避難所開設情報等については、防災行政無線や登録メール(野田市安心メール)、ホームページ、ツイッター、広報車を活用する旨を記載している。その他にもアラート(テラ放送)、各携帯会社(NTTドコモ、ソフトバンク・モバイル、KDDI)による災害緊急速報メールも活用する。	・防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ケーブルテレビ文字放送による周知を行う。	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回・災害広報誌の配布、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載、ケーブルテレビ文字放送への掲載及び報道機関への放送を行う。	・防災行政無線の放送、メール配信、広報車による巡回、ホームページへの掲載、ツイッターへの掲載、デジタルサイネージ、エリアメール、あだち安心電話。	・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J:COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送	・防災行政無線(デジタル化)、FMエなどがわ、ケーブルテレビ、防災メール、区公式HP
-----------------	---	--	--------------------------------	--	---	--	---	--	--	--

A. 取組項目	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市
・避難勧告等の発令基準の改善			<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所の避難判断水位を基準としており、利根川については取手新町水位観測所、小貝川については小貝川水海道水位観測所を基準としている 「取手市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定済み【平成24年度】 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい指針を示した。 		<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 利根川における水害を想定した『水害対応チェックリスト』の作成と、『避難勧告等の発令に着目したタイムライン』の策定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画で発令基準を設けている。 利根川における水害を想定した『水害対応チェックリスト』の作成と、『避難勧告等の発令に着目したタイムライン』の策定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画において、避難勧告・避難指示等の発令について、記載している。 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画、水防計画に記載、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準を準拠。 内水被害による判断基準を規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を定めている。 避難勧告等の判断マニュアルを作成し、わかりやすい避難勧告・指示等の発令基準を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断マニュアルを作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所については、ハザードマップ等で市民へ周知している。 避難所は主に学校、及び公民館などの集積、市有施設としている。 多くの市民が避難所を利用できるように地区ごとに避難先の避難所を指定している(強制というわけではない) ※洪水時、古河市は川沿いを中心に広く浸水する可能性があるため、浸水域の地区には指定避難所の指定をしていないようにしている。 		<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域外にある小中学校等を避難場所として設定済み 詳細は、添付資料(取手市洪水避難地図)を参照 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所について、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 		<ul style="list-style-type: none"> 町内のほぼすべてが浸水想定区域となるため、公共施設で2階以上にある建物を緊急避難場所とし、学校、公民館などの公共施設を避難所として指定している。 これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※・避難経路は設定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、境町広域避難計画の作成に向けて設定中。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、学校等の施設123箇所を避難所として指定している。 高台となる緊急避難地(桜づつみ)を整理している。 指定避難所は、ハザードマップ、ホームページで公開している。 ※・避難経路は設定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市有施設を緊急避難場所及び避難所として指定。その他、各自治会で一時避難場所を指定してもらっている。 洪水ハザードマップは全戸配布済み、ホームページで情報公開中。 避難経路指示はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。 「広域避難場所等電柱看板に関する協定」を締結しており、町内各所に設置してある東電柱に避難場所、避難経路を示していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校や公民館等を指定しており、ハザードマップ作成の際に、洪水時に使用できるかの検証を行っている。 指定緊急避難場所…大規模公園 指定避難所…小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 	<ul style="list-style-type: none"> 災害種別ごとに指定緊急避難場所を定めており、洪水等については、浸水想定区域外もしくは浸水深0.5m未満の区域に立地する2階以上の施設を指定している。 	
・避難誘導体制の充実			<ul style="list-style-type: none"> 市職員、消防職員、自主防災組織、警察官が連携して、避難誘導に努める 			<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 避難に自家用車を使用しないよう指導する。 年1回防災訓練を実施しており、その際は警察や消防にも協力してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、境町広域避難計画の作成に向けて設定中。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に記載されている体制は以下のとおり。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。 毎年防災訓練を実施しており、その際には警察や消防にも協力してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設管理者への連絡体制が出来ている。 要配慮者、避難行動要支援者については、対応マニュアルに従い民生員が対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、避難行動要支援者への対応について、現在、マニュアルを作成している。 避難時に危険となる箇所や避難経路の指示等については、現在、「道路冠水マップ」を作成し対応しようとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関及び警察機関は連携し、避難誘導を行う。 地域住民や自主防災組織の協力を得て、災害時要支援者の安全確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員、消防機関、自主防災組織等が連携して、避難誘導に努める。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進			<ul style="list-style-type: none"> 毎年、市内で開催されている「障害者のための防災訓練」に参加している 							<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難計画(災害マニュアル)を定めており、計画に基づく訓練を実施している。 			<ul style="list-style-type: none"> 該当施設を戸別訪問し、避難確保計画の策定、訓練実施の推進を図っている。
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市
・避難勧告等の発令基準の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアル(内閣府ガイドライン参考)を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系 避難準備情報: ①上福島観測所の水位が3.70mに達し、かつ水位の上昇が見込まれる場合 ②降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ③漏水等が発見された場合 避難勧告: ①上福島水位観測所の水位がはん宮危険水位である5.24mに到達した場合 ②異常な漏水等が発見され河川氾濫のおそれがある場合 避難指示: ①付近の堤防高に到達する ②堤防が決壊するおそれがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告等のわかりやすい発令基準を設定した。 ・マニュアルは町ホームページで周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難判断マニュアルを作成し、担当職員にわかりやすい避難勧告・指示の発令基準を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害対応チェックリストで避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告・指示の発令基準を設定した。(平成27年度修正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画及び避難勧告等の判断伝達マニュアルで避難勧告等の発令基準を定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)当該地域又は土地建物等に災害が発生する恐れがある場合 2)市内雨量観測所降雨指標(予想を含む)・時間雨量30mm以上 3)関連水位観測所河川水位指標/危険度レベル3以上 4)土砂災害警戒情報が発表されたとき 5)大雨警報(土砂災害)発表、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の判定基準を超過した場合 6)大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・八斗島水位観測所の水位が避難判断水位3.9mに到達した場合、状況に応じ、避難準備情報を発令する。また、氾濫危険水位4.8mに到達した場合や到達するおそれがある場合、避難勧告又は避難指示を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画上に、河川ごとに、配備体制(第1～第3)ごと、また避難準備情報、避難勧告、避難指示のそれぞれの避難情報ごとに、それぞれの発令基準となる、水位を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画では警戒水位で避難準備情報、避難判断水位で避難勧告、氾濫危険水位で避難指示となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップを全世帯に配布済。 ・洪水ハザードマップを転入者等に配布(随時)。 ・洪水ハザードマップを市ホームページに公開。 ・行政区掲示板、各コンビニに該当地区の避難場所の案内掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎、学校、幼稚園、保育所、児童館、社会体育館、文化センター、老人福祉センター、道の駅を指定避難所としている。 ・町内の北西方向の高い場所、高い建物等への緊急避難を案内する。 ・車両を使用しての避難案内をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3階以上または高台にある浸水しにくい公共施設(学校や公民館)を避難所として指定している。 ・避難所の位置は、洪水ハザードマップ(全戸配布)と町ホームページで周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内は平地が多いため、大きな建物の2階以上場所を避難場所(公共・民間)として指定している。 ・避難場所については、ホームページで情報公開を行っている。 ・詳細は、添付資料を参照。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の避難場所、避難所については、浸水想定区域外の施設を指定している。詳細は、下記町ホームページURLで公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園や学校、公民館などを緊急避難場所、避難所に指定している。 ・住民にはハザードマップ、ホームページ等で周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域外の公園等(屋外施設)を指定緊急避難場所とし、浸水のおそれがない場所等(※)にある学校、公民館、保育所等(屋内施設)を指定緊急避難場所兼指定避難所とした。 ※指定避難所は「平屋の場合、浸水深0.5m未満の場所にあること」2階建ての場合、想定浸水深が2.0m未満の場所にあること」3階建て以上の場合、想定浸水深が5.0m未満の場所にあること」を満たす施設を指定している。 ・これは、ハザードマップ及びびくらのカレンダー(全戸配布)に掲載し、ホームページでも情報公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 ・市の大半が浸水想定区域になっており、避難場所の敷数を限定して使用可とする。(中央小学校2階以上使用可と洪水ハザードマップに掲載している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画上に、防災活動拠点として、震災と風水害対策の、それぞれに避難所や避難場所のほか、救援物資受入施設等を含めた防災活動拠点を指定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、指定避難所、指定緊急避難所について選定中。 ・既存の地域防災計画で定める避難所・避難場所については、ハザードマップにおいてその浸水深等を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップやホームページで避難場所を掲示している。 ・浸水の生じない場所又はフロアとなる公共施設等を緊急避難場所とし、そのうち、建物を有する箇所を避難所として指定している。 ・市のポータルサイト(オラナビ)や各駅の避難場所案内看板等で避難場所への案内をしている。なお、避難場所案内看板にはQRコードによる案内もしている。 	
・避難誘導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市、警察、消防、自主防災組織等が連携して避難誘導に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に沿って、各関係者が協力を図る。 ・広報等で、住民に対して避難場所、避難経路、危険箇所の確認等を促す。 ・避難行動要支援者の所在を把握し、避難誘導を実施する。 ・避難する際には、自家用車を使用しないよう指導する。 ・避難訓練を年1回実施しており、警察・消防機関に協力してもらっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察・消防機関、町職員等が連携して、組織的な避難誘導を実施する。 ・消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 ・避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒などの施設利用者等を安全に避難誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の体制は以下の通り。 ① 避難の誘導は、警察官、消防団、町職員等が連携し実施する。 ② 消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。 ③ 避難に自家用車を使用しないよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 ・避難に自家用車を使用しないよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。 (2) 危険な地点には標識、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努めるものとする。 (3) 避難し退きにあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者を優先して行うものとする。 (4) 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障害者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うものとする。 ・タクシー事業者や、観光バスを所有する旅行者と、災害時における避難者の移送の協力に関する協定を結んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町、消防機関、警察機関及び自主防災組織が相互に連携し、最も安全と思われる避難経路を選定し、避難誘導を行う。 ・避難者の通行を確保するため、避難経路の要所に誘導員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への避難誘導は、自治会、自主防災組織、民生児童委員が行う。 ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の誘導は、消防職員、消防団員又は警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。 ・避難の誘導は、道路、橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。 ・避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両により避難させる。 ・市民に対しては、自家用車を使用した避難により浸水等に巻き込まれることのないよう、周知及び広報に努める。 ・隔年で市総合防災訓練を実施しており、その際は消防団に協力してもらい避難訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の体制は以下の通り。 (1) 避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2) 自治会、自主防災組織は、自らが主体となって、事前に安全を確認しておいた避難経路による避難に努めるものとする。 (3) 避難行動については、原則として徒歩によるものとするが、状況により要配慮者又は歩行困難者を、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画上に、避難対策として、避難の仕方や避難のタイミング、民生委員などが避難誘導する災害時要援護者への避難のあり方や、学校などの文教対策としての避難対策などを定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画では、各施設管理者、警察官、消防機関、自主防災組織等が避難誘導にあたることとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な避難活動を実施するために、避難路の指定、避難場所標識の整備、誘導体制の確立を整備している。 ・避難行動要支援者名簿を作成、及び支援体制を固めている。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進												<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者利用施設があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、水防計画の策定や、水防訓練の実施を呼びかけている。
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	39白岡市
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・避難勧告等マニュアルを作成中。	・職員初動マニュアル(風水害編)、避難判断マニュアルを作成し、発令基準を記載している。	・地域防災計画(水害編)で避難準備情報、避難勧告等の発令判断基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準について記載している。	・避難準備情報(氾濫注意情報が発表され、河川水位の状況や気象情報等から判断して一定時間後、避難を要する状況になる可能性がある場合) 避難勧告:避難判断水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。 避難指示:氾濫危険水位に到達し、その後も水位の上昇が見込まれる場合。	・地域防災計画(あるいは水防計画等)で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・タイムライン作成済。	・地域防災計画及び水防計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「避難判断水位」(8.00m)に達した際に、「避難準備情報」の発令を判断する。 ・利根川の水位観測所(栗橋)の水位が「氾濫危険水位」(8.50m)に達した際に、「避難勧告」等の発令を判断する。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・指定避難所は、小・中学校の体育館や公民館棟を応急的に使用するが、1階が浸水する見込みの場合、施設2階以上を使用する。指定避難所については、食料・日用品・資機材等の備蓄を浸水のおそれのない安全な場所で管理することができ、これらについては、ホームページやハザードマップで情報公開している。	・防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	・浸水想定区域外の公民館や学校などの公共施設を指定緊急避難場所として指定している。 ※避難経路の標示はしていない。	・ハザードマップにより避難場所を周知している。	・水害時の緊急避難場所は、避難所指定している施設2階以上の部分としている。 ・災害発生時における道路の損壊や周囲の延焼等による被害状況に応じて、迅速に安全な場所に避難するため、平常時から市民自らが避難場所・避難所を認識しておくよう出張講座や防災マップ等で啓発している。 ※本市では、道路の破壊、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難場所や避難経路を固定化していない。	・避難場所を桶川市HP、防災ガイド等で周知している。	・現在指定緊急避難場所として106箇所、指定避難所として77箇所指定している。指定避難所は学校や福祉施設等を指定しているが、指定緊急避難場所はその他に公園等も指定している。58箇所は洪水に対応しており、具体的には学校の2階以上などを利用することを想定している。 ※避難経路については特に設定していない。	避難場所・避難所:小学校、中学校、高校、高校 避難場所:公園、運動グラウンド 避難所:公民館、体育施設 浸水時は、浸水深以上の避難場所、避難所に限る。 ※避難経路は未指定。	避難場所は小中学校・高校等と指定している。浸水時は浸水深以上の階層としている。	・浸水区域から離れた公共施設を避けて、建物が浸水しない上階を緊急避難場所として指定している。 ・広告関連業者と協定を結び電柱広告に公共スペースを設け、避難所・避難場所の標示に努めている。	・公共施設がある場所の浸水深を考慮して、建物が浸水しない上階を緊急避難場所として指定している。 ・これらは、ハザードマップ、ホームページで情報公開している。	・指定緊急避難場所、指定避難所は防災マップ、ホームページ、広報誌、その他情報発信ツールにより周知している。 ・避難経路は現場の状況や居住地により異なると思われる。出前講座等で避難経路の選定方法や、避難時の注意点を周知している	・避難経路に関しては、市長の特定の指示がなされた場合には、その経路とする。 ・特別の指示がない場合には「土木班」が指定をするが、状況により、指定が困難な場合には特に指定しない場合もある。
・避難誘導体制の充実	・避難にあたっては自治会単位とし、市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難講堂要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。 ・既に河川が氾濫し、移動が危険な場合は、自宅の上階や安全が確保された屋内などに留まるという避難行動も重要であることに留意しながら誘導を行う。	・避難の誘導は、警察官、消防団、自治会、自主防災組織、市職員が連携実施する。 ・避難にあたっては自治会単位とする。 ・避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。	避難誘導は「救済避難部」が消防本部、警察、消防団、自治会及び自主防災会等の協力を得て実施する。 市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 市は、災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。	・地域防災計画(水害編)で記載している。 市職員、消防職員、消防団員、警察官等は相互に協力し、避難者を避難所又は避難場所へ誘導し、安全に移送。 市は、災害時要配慮者台帳等を基に、地域住民及び自主防災組織等の協力の下に、災害時要配慮者の発見と誘導に努める。	・市民を適切に避難誘導するため、市は、あらかじめ自主防災組織における避難誘導組織を整備するよう指導するとともに、市、消防、警察と自主防災組織との連携体制を確立している。 要配慮者の避難誘導に限っては、自治会(自主防災組織)、民生委員、児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の多様な主体と連携している。	・市職員、警察、消防、消防団員、自主防災組織が連携して、市民の避難誘導及び安全の確保を行う	・地域防災計画で避難誘導体制について記載している。 ・市の総合防災訓練において、毎年避難誘導訓練を実施しており、避難行動要支援者にも参加していただいている。	・広報班による災害情報の発信、掲載班による避難行動要支援者の避難誘導を計画している。	・市が、消防本部、警察、消防団員、自主防災会などの協力を得て実施する。 ・要支援者については優先的に避難誘導する。 ・避難時に危険となる箇所、避難経路等の標示は行っていない	避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (3)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (4)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、自主防災組織、自治会、警察官、消防団、市職員等が連携し実施する。 (2)避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。 (3)学校、社会教育施設、及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒施設利用者等を安全に避難誘導する。	・避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。	・避難は自ら行うことを原則としているが、要配慮者等、自力による避難が困難な場合には、車両等による輸送を行う。 ・危険な地域には標示、縄張りを行い、必要に応じて、誘導員を設置する。 避難誘導は、避難所等の救助物資配給を考慮し、自主防災組織、行政区等の単位で行う。 ・避難順位はおおむね、次の順位で行う。第1順位「病弱者・障がい者」、第2順位「高齢者・妊産婦・乳幼児・児童」、第3順位「一般市民」 ・学校に関しては避難誘導マニュアルを作成し、教職員は運用の精通、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・市は、病院や福祉施設の入所者・通所者の避難誘導が実施できるよう、施設管理者と自主防災組織等との連携協力体制を確立するよう支援する。										・地域防災計画で社会福祉施設に対して、緊急体制の確保や避難誘導計画について記載している。		
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	49江戸川区
・避難勧告等の発令基準の改善	・地域防災計画等で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	・避難準備情報は、利根川(栗橋)が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難勧告は、利根川(栗橋)が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ・避難指示は、破壊したとき、破壊に繋がるような大量の漏水、亀裂、内水はん濫により、近隣で浸水が床上に及んだ時。特別警報が発令された時。	・地域防災計画で発令判断の目安を記載している。 ・避難準備情報:利根川が氾濫し、町域への到達が予想されるとき。 ・避難勧告:氾濫水が町域に向かっていくとき ・避難指示:氾濫水が町域に迫っているとき	・地域防災計画で各避難情報の発令基準を定めており、ホームページや洪水ハザードマップにて周知している。	・地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づけてある。	・避難に関する発令基準は、地域防災計画で位置づけられている。	・地域防災計画において、各河川の水位における避難の発令基準を定めている。		
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・指定緊急避難場所及び指定避難場所を指定している。	・グラウンドや公園、体育館、公民館などの公共施設を避難場所として指定している。ハザードマップ、ホームページで情報公開している。 ※避難経路は設定していない。	・避難所は、西小学校、高野台小学校、杉戸小学校、杉戸第二小学校、杉戸第三小学校、泉小学校、西公民館、昌平中学・高等学校、高野農村センター、杉戸中学校、中央公民館、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、南公民館、広島中学校、志学会高等学校、東公民館、泉公民館、東中学校、エコ・スボいずみ、すぎとピア	・小中学校、県営公園(高台)等を指定緊急避難場所及び指定避難場所としている。 ・これらは、町ホームページで情報を公開している。	・避難所として指定されている主な公共施設は各公民館や各小中学校であり、洪水に対応している避難所については、想定される浸水の程度によって3階以上や2階以上が対応可能であると設定している。 ・浸水時に対応可能な避難所の情報については、野田市で配布している「防災ハンドブック」や「洪水ハザードマップ」に掲載しており、窓口での配布のほか、ホームページでも公開している。 ※避難経路については特に提示していない。	・洪水ハザードマップ及びホームページにより周知している。 ・学校、近隣センター等を避難所に指定している。 ※避難経路については定めていない。	・指定緊急避難場所・指定避難所や大まかな避難経路をハザードマップに掲載しており、周知している。 また、上記ハザードマップはホームページにおいても情報公開している。	・足立区洪水ハザードマップに掲載しており、ホームページで情報公開している。	・浸水しない地域への避難ができなかった場合に、緊急的に生命を守るために垂直避難ができるように、区の241施設を「洪水緊急避難建物」として指定した。 ・自治町会が、民間マンション等と水害時の一時避難に関する協定を締結できるように、ガイドラインを作成する等して支援をしている。	・避難場所:区内(大島小松川公園、葛西南部地区)2箇所、区外(国府台)1箇所 ・避難経路:指定なし。徒歩で避難
・避難誘導体制の充実	・避難誘導の体制は以下の通り。 (1)避難の誘導は、警察官、消防員、消防団員等の協力により連携して地域ごとに効率よく実施する。 (2)学校、会社、事業所、その他多数の人が集まる場所における避難等の措置は、その場所の責任者、管理者等による自主統率を原則とする。ただし、学校及び夜間多人数が集まっている場所等については、必要に応じて職員を派遣し、避難誘導に必要な措置をとる。 (3)自動車による避難及び家財の持ち出し等は中止させる。	・町職員は避難勧告又は指示が発せられた場合、消防職員、消防団員、自主防災組織等と協力して避難場所等安全な場所に町民を誘導又は移送する。	・町、警察、消防機関等により、自主防災組織の協力を得て避難誘導を行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園の園児・児童・生徒や、社会教育施設の利用者は、施設管理者が誘導する。	・住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会、消防団が行う。 ・避難行動要支援者の避難は、自主防災組織、民生委員、児童委員等が支援する。 ・学校・幼稚園・保育園(園)、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統率を原則とする。 ○避難行動要支援者での対応について ・野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、市から平常時に、自主防災組織等へ要支援者名簿の提供を行っている。自主防災組織等を中心に、地域で要支援者の個別計画を作成し、避難の際の支援者を決められている。	【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力的に、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。 【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。	【在宅者】 ・消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力的に、組織的に避難を誘導する。 ・要配慮者の登録名簿に基づき、安否確認と避難誘導を行う。 【学校、病院】 ・学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設利用者の避難誘導を行う。	・避難誘導は、自主防災組織等が行うことを原則とし、浸水箇所や水害等には必要に応じて水防団等を配置し警戒にあたること位置づけられている。 ・要配慮者は、策定済みの避難行動要支援者避難支援計画に基づき名簿を作成するとともに、自助・共助・公助を分担した体制を構築している。	・地域防災計画に記載済み。	・個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、希望する自治町会に配布して、避難時の支援などについて依頼している	・地域防災計画に避難勧告、指示に基づく、区、警察、消防による自主防災組織と連携した住民誘導について記載している。
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進		・防災に関する訓練を事業所ごとに事業所主体で実施している。	・福祉担当課と調整し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討する。	○学校施設 ・市内公立幼稚園については、洪水を対象とした浸水対策計画や避難計画は策定されているが、洪水の際は保護者に引き渡すこととなるため、引き渡し訓練は実施している。 ○児童館、学童保育所等 ※避難訓練は実施しているが、洪水を対象としたものではない。 ○障がい者福祉施設 ・施設からの要請があれば支援を検討したい。 ○高齢者福祉施設 ・一部の指定管理者施設では風水害時の対応マニュアル作成している。 ※指定管理者施設の避難訓練は火災・地震を想定したものである。 ※市が管理する福祉センターでは、風水害を想定した施設の避難マニュアルは作成していない。 ※避難訓練は火災を想定して実施している。 ○保育施設 ※現在は特に取り組みを行っていない。			・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・要配慮者施設における避難計画の作成を要請している。	・区立の障害者通所施設(ウエルビアかつしか)や保育園では、避難計画を作成している。 ・訓練を実施している施設もある。	
・その他(自由に記入)								利根川上流部決壊から足立区までは到達時間が長い。具体的な避難勧告等発令基準は設定していない。 なお、荒川等の他の河川は作成済み。	・荒川・中川・綾瀬川・江戸川については避難勧告等の発令基準を定めている。 ・荒川・江戸川については、洪水標識板(まるごとまちごとハザードマップ)を区内の電柱に設置している。	【避難準備情報】 岩瀬水門(上)が氾濫注意水位4.10mに到達し、更に水位上昇が見込まれるとき 【避難勧告】 岩瀬水門(上)が避難判断水位7.00mに到達し、更に上昇のおそれがあるとき 【避難指示】 岩瀬水門(上)が氾濫危険水位7.70mに到達したとき

A. 取組項目	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市
■企業防災等に関する事項													
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進													
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進			・浸水想定区域内にある大規模工場に対し、避難計画の策定状況と訓練実施状況を確認し、助言した										・水防法の規定に基づき、大規模工場等の用途及び規模の基準を条例で定め、該当する浸水想定区域内の工場等へ個別訪問を行い、周知を図っている。
・その他(自由に記入)													
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等													
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定							・現在、境町広域避難計画の作成を 作成中。		・地域防災計画に記載あり。		①小山市・栃木市・総城市・下野市 と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ②災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・坂倉町と3市2町で準備を進めている。		・広域避難計画は未策定だが、地域防災計画に広域的避難について記載してある。
・広域避難のための避難場所の確保			・協議中		境町と茨城県との協定に基づき坂東総合高校を受け入れ施設として指定している。		・現在、境町広域避難計画を作成中。 ・広域避難場所の確保として、町外の施設と協定書(覚書)を交わしている。今後も町外の施設と協定締結に向けて進めている。	・隣接する市町と避難所の相互利用について調整している。		・茨城県結城市の承諾を得て、結城市中学校を隣接する小山市中河原地区住民の水害時の避難所として指定している。	①小山市・栃木市・総城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ②災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・坂倉町と3市2町で準備を進めている。	・本庄市、深谷市と三市で協力協定を締結している。 ・避難者の受け入れについては指定避難所を利用する。	
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知			・龍ヶ崎市とつくばみらい市、千葉県我孫子市とは広域避難について協議し、ハザードマップに広域避難のための矢印を記載している		市内で避難場所を確保できる見込みである。		・現在、境町広域避難計画ハザードマップを更新中			・水害時に隣接市の公共施設を避難所として指定していることを洪水ハザードマップに記載し公表している。	①小山市・栃木市・総城市・下野市と4市1町で協定の締結に向けて準備を進めている。 ②災害協定を締結している古河市・加須市・栃木市・坂倉町と3市2町で準備を進めている。		
・その他(自由に記入)													
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成													
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・利根川・渡良瀬川の台風による洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済み。	・作成済み【平成28年度】	・タイムラインを作成済み。			・タイムラインの試作版を作成済み。	・利根川における水害を想定した『水害対応チェックリスト』の作成と、『避難勧告等の発令に着目したタイムライン』の策定をした。	・タイムラインの試作版を作成済み。	・タイムラインを作成済み。	・タイムライン作成し、ホームページに掲載済み。	・タイムラインの運用版を作成済み。	・タイムラインを作成済み。
・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施											・風水害実動訓練を実施。(平成28年5月)		・タイムラインに沿って水防演習を実施した。
・その他(自由に記入)													
■防災教育や防災知識の普及													
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、防災交通課としている。		・ハザードマップについては、総務部安全安心対策課にて問い合わせを受けている	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、生活経済部交通防災課としている。	水害に関する事前準備の問い合わせ窓口は総務部交通防災課としています。	災害時の事前準備に関する問い合わせについては、生活安全課が窓口となっている。	災害に対する窓口は総務部・防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部危機管理課としている。	・危機管理課を窓口としている。	・小山市防災ガイドブックに関する問い合わせ窓口は消防本部防災対策課、洪水ハザードマップに関する問い合わせ窓口は、建設水道部建設政策課としている。		・総務部安心安全課で対応している。	・防災に関する問合せについては、総務部危機管理室で対応している。
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施した。【平成28年】		・出前講座等で水防災についても適宜説明を行っている		要請があった場合に防災講座を実施している。	町水防計画書について、各行政区長、消防団へ説明会を開催している。	・各地区や利根川の氾濫により一帯の危険区域には積極的に防災の説明会を開催している。また、地域での避難訓練には関係機関が関わって支援を行っている。	・水防災に関する説明会や防災訓練を実施する際には、地域住民はもちろんのこと、小中学生や教員等の参加を求め、地域が一体となった対応が図れるよう取り組んでいく。	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施している。 ・各自立防災組織が開催する避難訓練を支援している。	・小山市水防訓練で、浸水対象地域である自治会を対象として、避難訓練を実施した。	・地域住民を対象に、思川の氾濫を想定した避難訓練を定期的に実施している。	・利根川水系連合・総合水防演習の一環で住民による避難訓練を実施した。	・不定期ではあるが、防災講演会、出前講座等を開催している。
・教員を対象とした講習会の実施	・古河市では市関係部署並びに市内公立校の代表で「古河市学校防災推進委員会」を組織し、そこで年1回の研修会を行っている。			・一部の小中学校で実施した			・教育委員会の呼び掛けにより、教員に対し防災説明会を実施した。			・防災教育セミナーと題して、元中央防災委員を講師に招いた講習会を平成22年より開催。平成26年以降は風水害をテーマとした講話やワークショップを実施。平成28年7月には、水害発生を想定した避難所開設訓練を内容に盛り込んだ。			
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・市立の各学校では従来より学期毎に避難訓練を行っている。		・白山小学校にて実施【平成27年度】	・一部の小中学校で実施した	要請があった場合に小学生を対象に防災講座を実施している。		・各学校の要請に基づいて説明会を実施している。またあらゆる機会を通して防災教育を実施している。			・気象庁で作成したDVD教材や、防災教育プログラムを活用しながら、「風水害から身を守る」をテーマとした学習を実施している。		・利根川水系連合・総合水防演習の一環で水防学校を実施した。	

A. 取組項目	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市
■企業防災等に関する事項													
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進													
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進													
・その他(自由に記入)													
■広域避難を考慮したハザードマ													
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定				・地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。							・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。		・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。
・広域避難のための避難場所の確保								・埼玉県及び株式会社さいたまリーナと協定を締結しており、他市町村からの避難者を受け入れる体制をとっている。	・妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。 ・(参考)原子力災害時の広域避難受入れに関して、現在静岡県(焼津市)と協議中である。	・妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした群馬県太田市の施設を、指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校)、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)に指定している。	・地域防災計画上に、避難対策として、特に避難準備情報発令時の事前避難における中心的な避難方法として位置付けている。具体的には、自治体間の相互災害時応援協定を結ぶ中で、避難所を定め相互の広域避難に役立てる。	・加須市、渋川市、深谷市、伊勢崎市と災害時協定を締結しているが、具体的な施設までは決まっていない。	・広域避難に、既存の指定避難場所を利用し受け入れる体制を構築している。特に、茨城県と静岡県からの避難に関しては、埼玉県と連携し、春日部市で受け入れる想定が満たされる施設を整備している。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知									・利根川洪水ハザードマップにおいて、妻沼小島地区(利根川北岸の地区)の住民等を対象とした指定避難所兼指定緊急避難場所(太田市立南小学校、太田市立南中学校、指定緊急避難場所(太田市沢野スポーツ広場)を掲載し、全戸配布している。		・市内を4地域に分割し、裏面の両面刷りで、震災・風水害時の広域避難のイメージがわかるようなマップを作成中であり、平成28年中に配布する。		
・その他(自由に記入)													
■避難勧告の発令に着目したタイ													
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・タイムラインを策定済み。				・タイムラインの運用版を作成済み。	・タイムライン(案)を作成済み【平成28年度】			・市内を複数の河川が流れているため、順次タイムラインを作成している。	・利根川版タイムラインの運用版を作成済み。	・タイムラインの運用版を作成済み。	・洪水時の避難情報の発令に着目したタイムラインを設定している。	・タイムラインを作成済み。 ※避難判断水位で避難準備情報、氾濫危険水位で避難勧告、堤防天端水位到達で避難指示となっているが、今後、地域防災計画と整合を図る必要がある。
・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施												・地域ごとに洪水避難訓練を実施している。	
・その他(自由に記入)													
■防災教育や防災知識の普及													
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・問い合わせ窓口は総務部安全安心課としている。	・生活環境安全課 消防防災係を窓口としている。	・ハザードマップの見方など、水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課防災管財係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部安全安心課としている。	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、安全安心課交通安全係としている。	・ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課としている。	・危機管理室で対応している。	・ハザードマップの見方の窓口は、防災安全課が窓口になっている。		・市民生活部危機管理課が窓口となっている。	・主に問い合わせは、防災対策課で対応している。 ・自主防災訓練等において、事前準備を説明している。	
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・出前講座などで住民への周知を実施している。	・市内の小学校5校を、順次会場として地域防災訓練を毎年開催している。 ・地区の自主防災組織等を対象として、町災害史等について出前講座等を実施している。	・地域住民を対象に、利根川及び渡良瀬川の氾濫を想定した避難訓練を毎年1回実施している。 ・洪水時の避難方法等について、行政区に説明会(防災講習会)を毎年1回実施している。	・全町民に、水害に関する意識アンケート調査を実施した。	・総合防災訓練を2年に1度実施している。 ※水防災に特化した説明会や避難訓練は実施していない。	・西区において、避難場所運営委員会を対象に防災研究会を開催(荒上講義他)	・熊谷市自主防災組織リーダー研修会において、荒川上流河川事務所防災情報課長を講師に招き、「荒川の洪水とその対策」について講演を行った。	・自治会に対して、防災知識の普及啓発の説明会を行っている。	・各地域ごとに、説明会及び洪水避難訓練を実施している。年度に2回、二つの地域で実施している。			・自主防災訓練の講話等、地域への説明も実施している。	
・教員を対象とした講習会の実施	・避難所となる各小中学校を年1回巡回し、避難所運営や災害全般について意見交換を行っている。						・避難所となっている公立学校の施設管理者【校長又は教頭】を対象とした指定緊急避難場所、指定避難所について説明会を開催。						・春日部市内小・中学校に勤務する初任者に対して、施設体験研修として首都圏外郭放水路での研修を実施している。施設の見学と所員による講話をとおして、外郭放水路の役割と水害への備えなどについて認識を高めている。
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・一部中学校で実施中		・小学4年生を対象に、水防学校を毎年1回実施している。	・中学校1年生の総合学習授業の中で、水災害を含む防災の話を行った。 ・小学4・5年生の希望者を対象に、町の防災対策の説明や備蓄倉庫を視察してもらった。		・水災害単独の授業は行っていないが、理科の天候に関する授業で、台風による災害に対する備えや情報活用を取り上げている。	・小学3・4年生の社会科副読本で「竹井退如と万平出し」について取り上げており、授業では過去に荒川の洪水被害があったこと、それを防ごうと万平出し(つき出し土手)を作った竹井退如について説明している。 ・小学5年生の理科で「流れる水のはたらき(河川の浸食・運搬作用)」について学習しており、その際、熊谷市で起きた過去の洪水被害についても説明している。	・日本赤十字社の講師を招き、着衣水泳の授業を行っている。	・防災教育を実施済み。			・小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちのかすかべ」に、台風や大雨による被害状況の写真と表を掲載している。それらを利用して水害の恐ろしさや水害を防ぐ手立てとして首都圏外郭放水路の役割等について4学年で指導している。	

A. 取組項目	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	39白岡市	
■企業防災等に関する事項														
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進														
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進														
・その他(自由に記入)														
■広域避難を考慮したハザードマ														
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定			・市内の浸水想定区域外の避難所に対応する予定。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画(または水防計画等)に広域避難対策に関する内容を記載している。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。				・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 ・地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。	・隣接市町村との避難所相互利用に関する協定を結んでいる。	・広域避難計画は策定していないが、隣接市への広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。			
・広域避難のための避難場所の確保	・福島県金山町、山梨県富士河口湖町、群馬県藤岡市・富岡市、神奈川県藤沢市、静岡県藤枝市、愛知県江南市・島津市などと大規模災害に備えた相互応援に関する協定を締結している。 ※他市町村からの避難者受け入れ等に関しては具体的な取り決めが出来ていない。		・近隣市町村からの要望に基づき、市内の施設の使用について検討する。	・県南4市(川口市、蕨市、戸田市、本市)は避難場所の相互利用に関する協定を結んでおり、各市が指定するすべての避難場所を利用することができるとしている。	・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(春日部市) 災害時における避難場所相互利用に関する協定(さいたま市(旧岩槻市)) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定			・下記の近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町) 足立区と八潮市との災害時における相互援助に関する協定 災害時における八潮市と葛飾区との相互応援に関する協定	・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)・行田市、館山市、葛飾区、長野県安曇野市、奈良県三郷町、福島県広野町・西会津市		・近隣市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。 ・さくらサミット加盟団体と相互応援協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供される。	・近隣市町と災害協定を締結し、避難場所等の相互利用を行う。 ・災害に対する相互応援及び協力に関する協定(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)		
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知		・ハザードマップで北本市方向に避難するよう示している		・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。				・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。	・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。			・既に広域避難の情報を入れた洪水ハザードマップを公表している。 洪水ハザードマップは近隣市町と共同で作成した。		
・その他(自由に記入)														
■避難勧告の発令に着目したタイ														
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	タイムラインを作成済み。		タイムラインの作成済み。	・タイムラインを作成済み。			利根川に係るタイムラインについては、案を作成済み。	・中川、綾瀬川については、作成済み。	利根川に係るタイムラインは今後検討していく予定	タイムラインを作成済み。	・タイムラインを作成済み。	・タイムライン運用版を作成済み。	・タイムライン(案)を作成済み。	
・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施														
・その他(自由に記入)														
■防災教育や防災知識の普及														
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方等水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部地域振興課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、企画部危機管理課としている。	・ハザードマップの見方等の問い合わせは、総務防災課で対応している。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市長室危機管理課としている。	・治水課と危機管理課窓口やHP等においての問合せで対応している。	・桶川市 市民生活部 安心安全課を窓口としている。	・水災害の事前準備等の問い合わせについては、消防防災課もしくは各総合支所市民課の防災担当職員が窓口となっている。	・危機管理防災課、道路治水課、下水道課が対応する。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、環境安全部危機管理防災課としている。	・危機管理課が窓口になっている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、市民生活部市民安全課としている。	・窓口は「総合政策部安心安全課」としている。	
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催			・自主防災会の訓練の際に、ハザードマップの説明等を行っている。	・地域住民を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。	・出張講座や防災訓練時に水防災に関する説明を実施している。		・住民からの依頼に応じて防災講座やハザードマップの説明会等を開催しており、その中で水防災について触れている。 ※避難訓練は実施していない。			・依頼があり次第、自治会等を対象に説明会を開催している。	・ハザードマップに基き、洪水時の避難等について消防団や区長会で説明した。	・洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に出前講座を実施している。	・自主防災組織や市民団体からの要望により、職員を派遣し講座を行う、職員出前講座を開催している。 内容としては、過去の被害履歴や洪水ハザードマップの見かた等。	
・教員を対象とした講習会の実施				・教員を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。						・小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間で行う水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員を対象に研修会を実施した。				
・小中学生を対象とした防災教育の実施				・小学生を対象に、防災講演会等で水災害について説明している。		・小学校の社会科(地理)・理科(水の流れ・地学)の中で、水災害に関する単元で指導している				・総合的な学習の時間や学級活動等で、小・中学校の安全・防災教育担当の教員や学級担任が、水災害教育を含めた安全に関する授業を実施した。			・平成27年度は埼玉県防災学習センターにて、風水害について学習している。	

A. 取組項目	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	49江戸川区
■企業防災等に関する事項										
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進		対象なし							・地域防災計画に規定されて地下施設については、計画書を作成済みである。	・浸水想定区域内の22箇所の地下施設について避難計画の策定を支援。 ・毎年、河川管理者が実施する洪水予報伝達演習に、避難計画を策定している区内の地下施設も参加している。
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進		対象なし							・平成26年度に、水防法改正についての説明会を大規模工場も対象として実施して、避難計画や浸水防止計画の作成について説明した。区ホームページでは、避難計画や浸水防備計画の態形を公開している。	
・その他(自由に記入)										
■広域避難を考慮したハザードマ										
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定		・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する協定を掲載している。	・広域避難計画は策定していないが、周辺市町との協定を締結している。	・広域避難計画は策定していないが、地域防災計画に広域避難対策に関する内容を記載している。				・広域避難計画は策定しないが、周辺市町との協定を締結している。 ※市内における避難場所、収容人数を満たしている。	荒川以外の河川氾濫では、広域避難は考えていない。	
・広域避難のための避難場所の確保		・東部中央都市連絡協議会(春日部市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町)及び田園都市づくり協議会(久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町)において構成市町と相互応援の協定を締結しており、避難場所を確保している。	他市町と協定を締結している。					隣接市と避難に関する相互支援の協定を締結している。	・利根川上流部の流域により、区内避難所だけでは浸水区域に居住する区民を収容しきれなくなった場合には、区より西部の特別区に受け入れを依頼するが、具体的な避難先は決まっていない	・長野県安曇野市、山形県鶴岡市と友好都市関係。 ・23区と相互協力支援の協定を締結。 ・千葉県市川市と災害時における相互応援協定を締結。 ・茨城県東茨城郡城里町と災害時における相互支援協定を締結。
・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知										・23区内の高台や隣接する千葉県市川市の国府台を広域避難先としたハザードマップを公表している。
・その他(自由に記入)									荒川、中川・綾瀬川、江戸川のハザードマップでは、区外へ避難する際の方向については記載している	
■避難勧告の発令に着目したタイ										
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成		タイムラインの案を作成済み。	・タイムライン策定済み。				タイムラインを作成済み。	・タイムラインを策定済み。		
・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施			・今後タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。							
・その他(自由に記入)										
■防災教育や防災知識の普及										
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、くらし安全課防災安全係としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、町民生活課生活安全係としている。	・杉戸町住民参加推進課消防・防災担当が窓口となっている。	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務課庶務防災担当としている。	・防災全般に関する問い合わせは、防災安全課を窓口としている。 ・洪水ハザードマップの配布や説明については土木部管理課を窓口としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務部防災安全課としている。	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、都市建設部企画調整課としている。	・防災課で対応する	・ハザードマップに関する問合せ窓口は、危機管理室防災危機管理課としている。	
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・毎年実施している地域防災訓練において、水防作業の訓練や被害実績の紹介などを実施している。	・出前講座まなびつちやずと塾に於いて、講話等を実施。	・自主防災組織等の団体から防災に関する講話依頼があった場合は、状況に応じて実施している。 ※住民全体に対し、水防災に関する説明会等は実施していない。 ※市主催の水災害の発生を想定した避難訓練は行っていない。	・水災に限定した説明会や訓練ではないが、各町会や自治会等の求めに応じて、防災講習会や訓練を実施している。	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画をを使用した講演を行っている。	・広報紙等で周知の上、要望に応じて水防災に関する説明会等を実施する	・水害時(外水氾濫、内水氾濫)の避難方法等について、自治会や各団体向けに防災講演会を実施している。			
・教員を対象とした講習会の実施			・水災害教育を実施に向けて検討する。	・県主催で実施される、全校の安全主任が集う「安全主任等地区別研究協議会」や市内教員の代表が参加する「防災授業実践研修会」等で、防災教育の一つとして水防災についても講習を受けている。 ・研修会に参加した教員により、学んだ内容が校内で周知されるようになっている。	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画をを使用した講演を行っている。	・学校からの要望があれば、実施する	・区内小中学校の教員を対象に、防災(地震、風水害)についての勉強会(年1回)を実施。			
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・小学校の授業の中で、防災全般についての教育をしている。	・小学校の希望した児童に防災倉庫の見学、説明を実施した。	・国や県から配布される防災に関するリーフレットや教材を活用して、洪水等についてその都度児童に指導している。平成27年度は、国より配布された学習教材「防災まちづくり(にづくり)」を希望し、学習に役立った学校があった。 ・夏季休業中などを利用して、各種防災ポスター展に応募し、水災害の危険や対応をよびかけた。	・小学校4年生の社会科において、「くらしを守る」という単元の中での発展学習として「風水害からくらしを守る」という内容で学習している。参考資料として、我孫子市洪水ハザードマップの活用を行っている学校もある。	・講演会等を通して利根川の水害(昭和22年のカスリーン台風)の説明を行っている。 ・荒川氾濫のDVDを使用し、動画をを使用した講演を行っている。	・一部の小中学校では、特別授業としてNPOや東京大学の学生が、水災害に関する講話をしている。	・小中学校の総合学習の中で、防災教育(地震、風水害)を継続して実施している。			

A. 取組項目	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市	
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知		・平成27年9月関東・東北豪雨災害における被害状況等をホームページに掲載している。			ホームページにて現在の防災情報を掲載している。			・あらゆる手段を通し、市民に広く広報をしている。具体的にはイベント時の広報物配布や、昨年の被災についての各種情報を提供している。		・平成27年の月間東・東北豪雨災害の記録集を作成中。	・自治会や各団体に対して防災出前講話を実施。	・過去に水害にあった地域の小学生を対象に、防災宿泊学習を実施。その中で、地域講師より過去の水害の講話を聞いたり、水害の祈念碑を見学したりしている。	・防災センターで過去の水害のパネル展示を行っている。	・住民に対し、ホームページや広報紙、防災講演会等で防災意識の向上を図っている。
・その他(自由に記入)														

2) ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

・河川水位に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団や市政協力員へ連絡をしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。		災害時優先携帯電話を各分団に貸与しており、情報伝達を行っている	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部業務対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。 ・市役所から関係機関等への連絡系統図を準備している。	河川水位に関しては状況に応じて消防団等に直接提供している。		・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・消防本部を通じて消防団に連絡する。	・消防無線、Eメール指令装置、小山市安全安心情報メール。	・消防団長を災害対策本部員としており、河川水位に係る情報は、本部会議の際、伝達している。	・河川水位に係る情報は、市消防本部から消防団へ連絡している。 ・消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・水防計画に基づき、出勤準備等の指令を発令する。	
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。		巡視の受け持ち区間が設定されている	・各消防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	分担の区域があり、要請に基づき巡視を行う。		・各水防団の受け持ち区間(慣例区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識と水防技術の習得だけでなく、安全管理危険性についても説明している。	・非常時には水防団に地域の河川の巡視を依頼している。	・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られれば、市内全ての河川を巡視する。 ・毎年、危険箇所の点検等を実施し、危険箇所を把握している。	・各消防団の担当地区内の河川巡視。 ・水防計画による監視ポイントの設定により巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。 ・監視している団員には安全管理のため、ライフジャケット着用を要する。	・町水防計画において、消防団(水防団)が実施する巡視区間を設定している。	・消防機関、各消防団が管轄区域の河川を巡視し、各地点において冠水、越水となる恐れを監視。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。 ・本市消防本部では、毎年度出水期前に水防担当者会議を実施し、情報伝達や重要水防箇所、水位観測所等について周知を図っている。また、毎年度、消防団に対し水防訓練を実施し、訓練のみでなく水防に関することについて説明、周知を図っている。	・消防団の受託区域により巡視を実施。	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築		・土のう、ブルーシート等を消防団の水防倉庫に分散して保管している。 ・年に一回、水防倉庫の点検を水防団と市合同で実施している。	発電機や排水ポンプ等を浸水想定区域外である、市役所庁舎敷地内に保管している	・土嚢を保管している。	土のう、シート等を市所有二か所の水防倉庫に保管している。		・当町他3市1町で構成している水防組合倉庫に、土のう、縄、シートを分散して保管している。 ・点検を年1回実施している。	・水防資機材を水防倉庫等に分散保管している。	・土のう、縄、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は数か月に1度実施している。	・土嚢袋、ロープ、杭、鉄線、シート、ノコギリ、ナタ、スコップ、ツルハシ、クワ、オノ、掛矢、ベンチ、ハンマー、カッター、チェーンソー、鋼板、支柱、タコ、モッコ等を市内7か所の水防倉庫へ保管している。	・土のう、縄、シート等を水防倉庫に保管し、年に1度点検している。	・各水防倉庫に土のう、縄、杭等を保管している。 ・資機材の点検調査を定期的に実施し、必要に応じ資機材の補充等を実施している。 ・消防団員にライフジャケット、トランシーバーを配備している。	・市内7箇所の水防倉庫に土嚢等を配備。	
・水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施	・毎年、利根川河川事務所が行う合同巡視に職員が参加している。	・河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	利根川では実施していないが、小貝川では昨年、今年と実施している	・国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	対象なし		・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・住民については、自主防災組織のリーダーや自治会長に参加をお願いしている。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。		・思川、巴波川、永野川、柚井木川、渡良瀬川には重要水防箇所が23箇所指定されており、共同点検は、小山市消防本部、農村整備課、建設課、出張所職員、地元自治会(自主防災組織)、消防団、管轄する消防署等が参加している。	・平成28年度の県管理河川の合同巡視では、地元区長に参加していた。		
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務している。年間を通して定期訓練や火災現場において行っている。	・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している	・消防団が水防団を兼務しており、伝達(無線、メール)の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	消防団が水防団を兼務しており、メールや音声着信による通報システムを普段から使用している。		・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防本部を通じて消防団に連絡する。 ・伝達の確認や実施については日頃の訓練等で行っている。	・連絡体制については、既存の災害情報発信メールや自動音声システム(指令台による順次指令)により伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。また、情報伝達については消防無線機を確保し、訓練も行っている。	・消防団(水防団)幹部に移動系防炎行政無線を配備している。 ・情報の伝達については、日頃の訓練等で無線の活用方法を確認している。	・消防団へは、メールによる連絡体制を整備している。 ・火災発生時のメール配信により、情報伝達訓練を兼ねている。	・市消防本部を通じ消防団(水防団)との連携を図っている。	
・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。		・取手市で、各消防団に対して災害時優先携帯電話を貸与している	・近隣市と応援協定を締結しており、近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	近隣の消防団と連絡が必要な場合は、本部を経由又は団長同士で連絡を取っている。		・水防組合を構成している市内町では、水防本部事務局を通して、連絡を取り合っている。 ・その他については、各市町村の防災担当課を通じて連絡が必要な場合は、連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合っている。	・近隣市町の団長間で電話による連絡体制が構築されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。【平成27年9月実施】	・本市の消防団は近隣の消防団と相互応援協定を締結しており、消防団相互に連絡を取り合うとともに、消防機関相互を通じた連絡体制も整備されている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・平成28年利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合水防訓練に10名の職員が参加した。 ・毎年、水防管理団体(水防団)が行う訓練へ参加している。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している。	利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加している	・平成28年度利根川水系合同水防訓練に参加した。	消防団員及び担当職員が毎年参加している。		・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。 ・毎年、二市一町水防訓練として、持ち回りで会場を替えて継続的に訓練を繰り返している。	・平成28年利根川水系合同水防訓練に、2名の職員と15名の消防団員が参加した。 ・毎年、栃木市と野木町で合同水防訓練を行っている。	・毎年、利根川水系合同水防訓練の参加を実施している。	・小山市主催で実施した水防訓練に、関係機関13団体が参加。(平成28年6月)	・平成28年利根川水系合同水防訓練の見学。 ・水防管理団体(水防団)が行う訓練へ62名の消防団員が参加している。	・平成28年度水防技術講習会を、一都六県とともに主催開催し、関東一円の水防関係者の参加があった。 ・平成27年度第64回利根川水系連合・総合水防講習会を国及び一都六県とともに主催開催し、消防団員378人、消防職員33人、市職員30人が参加した。 ・平成28年度第65回利根川水系連合・総合水防講習会に視察研修として消防職員4人、消防団幹部18人が参加した。 ・毎年度、実質的な水防訓練を実施している。	・毎年水防訓練を実施している。	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。		市ホームページや市内のほり旗を立てるなどして募集を呼びかけている	・ポスター掲示し、常時団員募集を行なっている。	消防団員の募集は随時実施している。		・消防団(水防団)のポスターを掲示し、広報誌への主要な活動を紹介し、団員募集を行っている。	毎年消防団(水防団)の活動を広く広報して、人員の補充に努めている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・自治会に対して、水防団(消防団)員の募集をお願いしている。	・HP、広報誌及びケーブルテレビを活用し募集している。	・消防団については、随時消防団員を呼びかけている。 ・成人式等イベント時に、消防団員募集のリーフレットを配布している。 ・消防団員を雇用している事業所に、入札参加資格認定時の等級決定の際、加点評価による優遇措置を講じている。 ・消防団協力事業所表示制度を導入している。	・消防を通じ、水防活動を行う消防団の募集を推進している。		
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・古河市建設業組合と災害時の支援について協定を結んでいる。			・災害対策協力会(建設業者、電気業、管工事業)と災害時の支援について協定を結んでいる。	水防に限定せず建設業協会とは災害に関する協定を締結している。		・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。		・現在、53社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。		・小山建設業協同組合と地域防災における応急対策の協力に関する協定により、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の確保している。	・町内外の建設関係企業と協定を締結している。	・市内建設業者と災害応援協定を締結している。	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化			県から指定を受けている市内の災害拠点病院については、洪水時浸水想定区域外である	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は高台に位置しているため、浸水はないと思われる。	庁舎及び拠点病院は浸水想定区域外である。		・災害対策本部は本庁舎3階に位置するため浸水は免れるが、非常用電源の確保は必要。	・災害対策本部を設置する市役所本庁舎は、浸水想定区域には入っていないが、昨年の災害で周辺道路が冠水した。(本部機能は停止していない)	・水防本部及び災害対策本部は市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・地域防災計画に医療体制整備計画の記載あり。		・職員マニュアルに対応している。			
・その他(自由に記入)														

A. 取組項目	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・館林市の防災を考える日(事業として、パネル展示、講演会、広報紙に特集を掲載している。 ・市防災訓練(隔年実施)において住民参加型の訓練を実施している。	・子供たちに分かりやすい、被災した地元の題材とした絵本で紹介している。	・町広報紙で防災特集を毎年1回(出水期前)掲載し、防災知識を周知している。		・千代田町民プラザで、過去の災害写真パネルを常時展示している。 ・ホームページで、近年までの災害写真の掲載している。	防災マニュアルを作成し全戸配布した。【平成27年度】		・各区役所情報公開コーナーにて、水害履歴を公表している。	・市内各地で開催している市政配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演において、熊谷市を襲った過去100年間の主な水災害について周知を図っている。 ・毎年市報6月号に大雨や台風への備えについて特集ページを掲載している。 ・全戸配布しているハザードマップやくらしのカレンダー、またホームページでも防災啓発ページを設けて周知を図っている。	・ホームページで被害状況や防災知識に関するページを設けている。	避難訓練とともに説明会を実施している。	ホームページに「風水害への備え」について掲載しているが、今後更に内容を充実していく必要があると考える。	・市の防災センターで、過去の災害写真パネル、防災グッズ等の展示を行っている。首都圏外郭放水路の資料も展示。 ・市のホームページで、防災知識や被害状況の情報を掲載している。
・その他(自由に記入)													

2) ソフト対策の主な取り組み ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施														
・河川水位に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は消防本部から消防団(水防団)へ連絡をしている。	・町防災行政無線	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から消防団(水防団)や自主防災組織等へ連絡することとしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防組合本部から水防団へ連絡をしている。 ・町役場から関係機関等への連絡系統図を準備している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、組合消防本部から水防団へ連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、組合消防本部から直接消防団(水防団業務)へ連絡することとしている。	・大雨、洪水等の予報及び警報が発令された場合、町長は、船形地区消防組合本部(水防本部)及び邑楽消防署(水防本部)と連携し、水防活動を行う。	・大河、洪水等の予報及び警報が発令された場合、町長は、船形地区消防組合本部(水防本部)及び邑楽消防署(水防本部)と連携し、水防活動を行う。						
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・各水防団の受け持ち区間は無し。指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、消防本部の指導で水防訓練を実施している。 ・国の機関と連携・実施。	・玉村町は、利根川と烏川に挟まれているため、河川沿川全域を巡視している。	・各消防団(水防団)の受け持ち区間があり、消防署からの指令を受けて巡視を実施する。 ・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内全ての河川を巡視する。	・水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警報受け持ち区間)があり、消防団長の指令を受けて巡視を実施する。	・水防区域は町全域であり、邑楽町地域防災計画に水位周知河川及び重要水防区域が定められている。 ・町及び邑楽消防署は、水害発生のおそれがある場合、初期段階から気象情報を注視し、河川巡視を行っている。								
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・土のう、縄、シートを市内の水防倉庫に分散して保管している。	・玉村消防署にゴムボート2艇を配備済みであり、定期的に点検を実施。 ・玉村消防署に水防トラックを配備済み。 ・役場庁舎に水防車を配備済み。	・土のう等を消防署の水防倉庫に保管している。	・土のう、シートなどを防炎倉庫に分散して保管している。	・組合で保管している資機材のほかに、土のう、スコップなどを役場庁舎に保管している。	・町内の消防署2箇所に設置されている水防倉庫に、ブルシート、土のう等を保管している。	・土のう、縄、シートを市内の水防倉庫に分散して保管している。							
・水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施		・烏川水系では、関係者及び住民参加の緊急合同点検を平成27年度に実施した。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。											
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。(メール等)	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済み。 ・災害情報メール(伊勢崎市消防本部)を活用。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。
・水防団同士の連絡体制の確保	・広域消防組合のため、連絡体制は整っている。 ・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防本部で連絡を取り合うこととしている。	・玉村町防災行政無線(移動系)配備済み。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防署を通じて連絡を取り合っている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。										
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・消防本部で訓練を実施。 ・市総合防災訓練(隔年実施)で実施。	・平成27年度利根川水系合同水防訓練への参加。 ・毎年開催される地域防災訓練の中で、土嚢作り(プリンター利用等の簡易土嚢含む)	・消防組合で行っている水防広報講習会に毎年参加している。											
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・消防本部で組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・町内で開催される成人式の際に水防団・消防団員を募集している。 ・町が開催している産業祭等のイベントにおいてPR活動等を実施している。	・消防団(水防団)の広報紙を年1回発行し、組織や活動内容を紹介し、団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団(水防団)の組織や活動内容を町の行事などを通して紹介し、常時団員募集を行っている。	・町ホームページや、自主防災組織の防災訓練時などで消防団(水防団)の組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防(水防)団員充足率100%堅持のためのPR活動。	・消防団の募集については、ホームページへの掲載、ポスターの配布、イベント会場での広報活動等を行い、消防団への入団促進を実施している。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。 ※水防協力団体としての指定団体はない。	・リーフレット等により、水防団員・消防団員を随時募集している。	・広報紙等で消防団の募集を呼びかけている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		・災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。 (町内の建設業組合と水道工事店組合)	・群馬県建設業協会館林支部と協定を結んでいる。	・協定は結んでいないが、土木担当において、地域の建設業者に対し、道路冠水時等の警戒、道路規制などの協力を依頼している。										
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化		・玉村町水防計画 ・県防災行政無線機器の設置は2階であり、非常用発電機は4階建庁舎の屋上に設置。 ・町庁舎は、浸水の可能性はあります(0.5~1m)。	・災害対策本部を設置する役場庁舎は周辺の土地より高くなっているため、ある程度の浸水では被害はないと思われる。 ・庁舎の水害時対応マニュアルは作成していない。											
・その他(自由に記入)														

A. 取組項目	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	39白岡市
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知			防災知識についてはハザードマップによる周知を行っている。 水災害の被害や教訓の伝承については周知していない。	・ホームページ等で、近年の災害写真の掲載、防災技術、防災グッズ、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の被害状況をまとめた地図を窓口で閲覧できるようにしている。			市のホームページに大雨時における注意事項を掲載し、防災の啓蒙を図っている。	気象庁、川の防災情報など災害情報のリンク先をホームページに掲載している。 台風の接近など災害が発生する恐れがある場合には、気象情報などのホームページ掲載や市メール配信サービスで注意喚起している。	気象庁の防災情報など、災害情報のリンク先を市のHPに掲載している。	市教育委員会が市文化財展示館にて、企画展「災害と蓮田～太古から様々な災害と向き合った人々～」を開催した。		・防災技術、防災知識の紹介ページを設けている。 ・過去の水災害の被害状況や水災害の備えについてホームページ掲載するとともに、防災情報ブログ、市メール配信サービスなどで定期的に情報を発信している。 ・カスリーン台風による市の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して市民に周知している。 ・市民や事業者等からの要望に応じて、職員出勤予定でカスリーン台風による市の被害や水害へ日頃の備え等について周知している。	
・その他(自由に記入)													

2) ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施

・河川水位に係る情報提供	・市建設課、または市消防本部から水防団へ連絡する。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・FAXによる伝達	・水防団は消防団が担う。 上記「住民等への情報伝達の体制や方法」に同じ	・職員(水防パトロール員)には本部から情報提供している。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水位の通報について記載している。 ・災害対策本部長又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報する。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団員へ連絡をしている。			・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡をしている。	
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防計画に基づき、水防団が行う河川巡視等の受け持ち区間を設定している。 ・増水時には、堤防巡視・警戒を実施し、異常を察見した時は、水防工法等により対応する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。			・職員(道路パトロール員)が水防時に点検管理している。	・大雨時は、市職員が荒川、江川等の巡視を定期的に行っている	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、河川の巡視について記載している。 ・水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。	市職員が中川、綾瀬川等の巡視を定期的に行っている	・江戸川右岸については江戸川水防事務組合の水防計画において区間の設定があるためそれを準用する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・毎年、水防訓練を実施し、水防に関する知識だけでなく、危険性についても説明している。		・各水防団の受け持ち区間があり、指令を受けて巡視を実施する。	
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・網、シャベル、斧、竹、縄、杉丸太、土のう袋、照明器具等を水防倉庫に分散保管している。 ・水防団に水防倉庫の維持管理を委託している。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。 ・点検は数ヶ月に1度実施している。	・市内の防災倉庫に土嚢を保管している。 ・土嚢や防災資機材については、計画的に点検を行っている。		・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・大雨時、市民から土嚢や排水ポンプの設置要望を受けた際、迅速に対応できるよう常備している。	・利根川栗橋流域水防事務組合の水防計画で、水防資機材の整備状況について記載している。 ・重要水防区域の延長約2kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、概ね次表に示す資機材を備蓄することとしている。	土のう、ブルーシートを保管している。定期的な土のうを作成し、計画的に管理している。	・水防資機材を市内3カ所の水防倉庫に分散して保管している。 ・点検は1年に1度実施している。 ・内水対策として土のう、携帯型排水ポンプを整備しており、住民の要請に対しては応急対策職員が現場対応している。	・河川区域にある3つの水防倉庫に網、掛矢、スコップ、斧、縄、シート、鉄線、土のう袋、鉄杭を保管している。		・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。	
・水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	・平成28年度から水防団及び住民への参加について、国の通知に追加されており、同年度から実施している。		・重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	・平成28年5月に実施した利根川右岸堤防危険箇所の合同巡視に、久喜市消防団長及び栗橋支団の幹部役員が参加した。	・水防団員による共同点検を実施している。						
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防本部からの災害メール及びサイレン吹鳴により情報伝達を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練等で行っている。	・毎月パトロールを行い、伝達の確認をしている。	・災害対策本部(又は安心安全課)から消防団長へ電話連絡している	・水防団等へは、主に電話等を用いて連絡を行う。 ※情報伝達訓練は実施していない。	・八潮消防署から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。 ・消防団用のデジタル簡易無線を配備している	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。		・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	
・水防団同士の連絡体制の確保	・具体的な取り決め等はないが、加須市と水防事務組合を結成しているため、近隣(加須市)の消防団(水防団)との連絡は、団長同士または組合を通して行うことも可能である。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、消防団の管理を行っている行政同士で連絡を取り合うこととしている。				・電話及び携帯無線機にて連絡を取り合う	・主に電話等を用いて連絡を行う。	・状況により、電話連絡、メール配信で情報連絡を行っている。	・特設、連絡体制について水防計画等に定めはないが、必要であれば無線等で連絡は取れるようになっている	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、指揮本部にて協議の上、管轄する近隣消防への連絡を取り合うこととしている。		・水防事務組合なので、組合内の市町同士、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・平成28年度水防技術講習会に講師補助員として水防団が参加した。 ・毎年、加須市・羽生水防事務組合主催の実働水防訓練を実施している。		平成28年6月の利根川水害予防組合水防研修会に参加	・毎年1回、国の水防演習に職員が参加している。	・利根川水系合同水防訓練に職員が毎年約20名と消防団が約15名参加している。	・荒川上流河川事務所が開催している共同点検に参加している。	・利根川栗橋流域水防事務組合において、毎年6月に各構成市町の消防団員を集めて水防訓練を行っている。	・市職員が見学している。	・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は三郷市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	・利根川水系合同水防訓練には、排水班である道路課が訓練に参加した。	・平成28年度利根川水系合同水防訓練に43名の消防団員が参加した。	・江戸川水防事務組合水防演習を実施【平成27年度】 ・江戸川水防事務組合の水防訓練について、4年に1度は吉川市開催のため、水防団が訓練を行っている。他市町で開催の場合は分団長等が見学に行く。	
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進	・消防団(水防団)の募集ホームページを作成し、活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。		・年間を通して、消防団員の勧誘を行っている。 ※水防協力団体の指定はない。	・ホームページ等で常時団員募集を行っている。		・桶川市消防団員を募集している【掲示場所】 ・安心安全課窓口 ・各分団機械器具置場(計10カ所)	・消防防課の消防団員において、消防団員の募集を積極的に呼び掛けている。	ホームページや消防訓練及び火災予防週間街頭キャンペーン実施時に募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・各分団において勧誘活動を行っている。 ・女性団員については、広報誌で募集を行っている。		・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・消防団員募集については、随時行っているが、入団自体は4月、10月の年2回(市内在住、在学、在勤の18歳以上の人)。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者等と災害時における応急対応策に関する協定を締結している。		・水防支援に限定していないが、建設団体等との災害時の応急活動に対する協定を締結している。	・草加市建設業振興会(市内30社)と災害時の応急対応策策について協定を結んでいる。	・17社の建設業者と13社の電気設備業者と災害時に支援の協定を結んでいる。		・市内建設業者で組織する八潮市防災連絡会による災害時の情報収集、防災活動の提供。	・市の建設業協会と災害時の協定を結んでいる。 ・水害に関しては土のう、水防活動等の支援を受けている。	・市内の建設業者との協定を締結している。 ・水防事務においては、排水用の仮設ポンプの設置等で、市内の建設業者に依頼している。			・吉川市建設業協会と災害時応援協定を締結	
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・庁舎の水害時対応マニュアルはない。(地域防災計画のみ)なお庁舎は浸水想定区域となっているが、5階建てであること、また災害対策本部の設置のための、代替公共施設も想定している。 ※市内に災害拠点病院はない。	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	※職員の初動マニュアルは作成しているが、庁舎における水害対策マニュアルは作成していない。	・地域防災計画(水害編)に記載している。 ・本庁舎周辺が床上浸水等により災害対策本部が設置できない場合は、市内の公共施設等に適宜対策本部を設置する。		・災害対策本部の設置場所は市役所本庁舎内とするが、市役所本庁舎が被災し災害対策本部を設置できない場合は、久喜総合文化会館等の公共施設に設置の可能性を検討し、設置可能な施設に災害対策本部を設置する。 ※利根川・荒川が決壊した場合は庁舎の浸水が想定されているが、水害時対応マニュアルはない。	・市庁舎の代替施設として、八潮消防署、八潮メッセを防災拠点と位置づけている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市役所は高台にあるので、浸水の想定はない。 ・代替庁舎の消防署も浸水想定区域外である。	・災害対策本部は市役所2階に設置されるので浸水はないものと思われる。			
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	49江戸川区
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知		・町の歴史資料館において、「宮代の水害」という特別展を実施したことがある。【平成21年度】	・広報紙に掲載、及び学びつちやさぎと塾での講話。 ・毎年広報紙に掲載し周知している。		・防災知識については、ホームページや防災ハンドブックにより非常時や避難場所の位置等について周知している。 ・河川の状態や水位が確認できるよう、ホームページにリンク先として国土交通省(川の防災情報)や各河川事務所(河川ライブ情報)のホームページを張り付けている。	ホームページにて、風水害への知識等について掲載している。その他に住民向け防災講習会等で啓発を行っている。	市のホームページにおいて、過去の被害状況や、水災害への備えなどについて啓発や情報を掲載している。	家屋や道路の浸水被害をHPにて公表している。また、水災害の防災情報については、HPや広報にて情報提供している。さらに、総合防災訓練(年1回開催)において、普及啓発のための展示ブースを設けている。	カスリーン台風による区の被害や水害への備え等を、毎年広報誌に掲載して区民に周知している。 区民や事業所等からの要望に応じて、職員出前講座でカスリーン台風による区の被害や水害への備え等について周知している	区のホームページや、くらしの便利帳(全戸配布)において防災に関する情報を掲載している。【継続中】
・その他(自由に記入)								【水防災に関する住民への広報活動】 転入者等に対して洪水ハザードマップを配布している。 HPや広報誌等で広報を図っている。 水害常襲地区においては、詳細な浸水想定区域図を作成し配布している。		

2) ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施										
・河川水位に係る情報提供	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	・河川水位に係る情報は、役場から直接消防団へ連絡することとしている。	メールにて配信している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡する。	・水防本部で情報をうけ、市消防本部に連絡。市消防本部から各消防団(水防団)に連絡	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防局から消防団へ連絡(メール配信)することとしている。	・消防署から消防団へ伝達している。	・情報連絡員が、区の防災センターに配置されている。		・河川水位等の洪水予報は東京消防庁(消防署)から消防団(水防団)へ伝達される。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し		・水位観測情報をパソコンだけでなく、目視も行い、水位上昇が見られたら、町内の主要な河川を巡視する。	・各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間図)があり、指令を受けて巡視を実施する。		各消防団(水防団)の受け持ち区間があり指令を受けて巡視を実施する。	・各消防団の管轄区間があり、連絡(指令)を受けて巡視を実施する。 ・目視による河川水位、堤防状況を巡視する。	・各水防団で受け持ちの巡視区間があり、指令を受けて巡視を実施する。 ・消防本部が国の合同巡視に参加し、重要水防箇所等を把握している。	・利根川が足立区を流れていないため、利根川以外の河川の対応ではあるが、足立区水防活動の手引きに記載した範囲を巡視している。		
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・土のう、縄、スコップ、シートを役場倉庫等に保管している。	・土のう、シート、注意喚起看板等を役場倉庫に保管している。 ・役場の防災倉庫に内水の排水ポンプを所有している。	・籠、掛失、スコップ、シャベル、照明器具、斧、鎌、ソフトロープ、ブルーシート、鉄線、フルコン土嚢、鉄杭	・水防倉庫に保管し、年1回の点検を行っている。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫や市の施設に保管している ・年一回点検を行っている	・水防資機材一式を水防倉庫に保管している。 ・出水期前に数量、状態等の点検を実施している。	・我孫子市水防計画に基づき配備済みである。 ・市内4箇所水防倉庫を設置しており、土のう、縄、シート等を保管している。	・地域防災計画に定める水防資機材を適切に保管している	・土嚢、鉄線、スコップ、ツルハシ、ブルーシート等を区内の資材倉庫に分散して保管している。 ・2台ポンプ車1台を保有している。	
・水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施				・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 ・県が実施している重要水防箇所の共同点検では、水防団長も参加している。			・国交省主催の共同点検に地域住民等に参加を促し、実施済み。	・国から消防庁へ連絡し、消防署職員が参加している。		
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が水防団を兼務しており、情報伝達の確認や検証については、日頃の訓練や災害出動で行っている。	・毎年行われる情報伝達演習では、水防団等の連絡窓口である消防本部警防課も情報伝達演習に参加している。			
・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、分団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。	・近隣の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、利根川流域水防組合にて行われる。		・水防のための緊急の必要があるときは他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求められることができる	・隣接市と毎年共催で水防演習を実施し連携を深めている。 ・隣接市の消防団(水防団)との連絡が必要な場合は、直接または消防団(本部)を通じて連絡を取り合うこととしている。	・必要場合は常備消防の無線又は携帯電話等を活用。 ※水防団同士の連絡体制は確立していない。 ・他市水防団同士の相互支援について、災害発生時は消防の協定に基づき実施する。			
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・神流川沿岸水害予防組合及び坂東上流水害予防組合が実施する、水防訓練に消防団員・町職員が参加した。	・平成27年利根川水系合同水防訓練を消防団が視察した。	・利根川水系合同水防訓練に65名参加した。	江戸川水防演習に参加している	・毎年行っている野田市水防演習に市内の全消防団が参加している。		・毎年柏市と共催で水防演習を実施している。	・足立区・消防署合同総合水防訓練(年に1回)を実施している。	・利根川水系合同水防訓練には毎年参加している。 ・区の水防訓練も毎年実施している	・消防との連携訓練を実施。 ・毎年10名以上の職員が利根川水系連合・総合水防演習の視察に参加。
・水防活動の担い手となる水防団員の募集や水防協力団体の指定の促進		・消防団(水防団)については、常時団員募集を行っている。	・広報紙やポスター等の掲示で、募集を行っている。	・消防団(水防団)のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	・市のホームページに消防団員募集の記事を掲載、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・募集チラシ、ポスターを市内の消防署及び事業所に配布している。	・消防団のホームページを作成し、随時、組織や活動内容について紹介し、市民への広報活動を行っている。	・当市消防団は、兼任水防団でもあるため、消防団の募集等の促進活動を毎年行っている。			・あらゆる機会を捉え、消防団員の募集広報活動を行い消防団員の拡充を継続的に図っている。
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		・8社の建設業者と災害時の支援について協定を結んでいる。	・資機材の提供等、締結している。	・町内の建設業協会と災害時の支援について、協定を結んでいる。	・野田建設協同組合と災害時の応急処置及び被害調査に関する業務協定を結んでいる。	・柏市建設業界と災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を結んでいる。	・市と我孫子建設業会の間で、「災害応急復旧等に関する協定書」を締結している。	・足立区建設業協会と災害時における応急対策業務に関する協定書を締結し、支援体制を確立している。		・39社の区内建設業者と災害時の復旧作業について協定を締結。 ・協定を結んでいる地域の土木・建設業者も組み込んだ水防訓練を実施。
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	・災害対策本部を設置する上里町役場本庁舎は浸水想定区域にあるが、地盤も高い位置にあるため、浸水はないと思われる。	・浸水想定区域内に存在するため、今後対応策について検討を要する	・災害対策本部を庁舎2階に設置しているため、浸水想定をしていない。		・浸水想定区域から離れており、浸水の想定をしていない。 ※そのため、マニュアルを作成していない。	※浸水想定区域に入る災害拠点病院がある	・市庁舎・指定避難所ともに、洪水時に安全性が確保される箇所位置している。	・区庁舎の対応マニュアルは庁舎管理で作成している。 ※災害拠点病院の対応マニュアルはそれぞれで作成している。	・区防災課の水害時対応マニュアルを策定中。 ※災害拠点病院でマニュアルを策定しているか把握していない ※利根川上流部で決壊した場合には、区本庁舎や区内の災害拠点病院も浸水することが想定される	・区役所1階部分水没、2階に非常用電源あり。
・その他(自由に記入)										

A. 取組項目	01古河市	02常総市	03取手市	04守谷市	05坂東市	06五霞町	07境町	08栃木市	09佐野市	10小山市	11野木町	12伊勢崎市	13太田市
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組													
■ 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用													
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・御所沼排水機場、新郷排水機場、中田排水機場の3機場による排水業務を実施している。 ・中田排水機場については、中田土地改良区にて運用。 運用に当たっては、内外水位が規定水位を超えた際、メール発信するシステムを導入し、対応に当たっている。なお、PC・スマホ等により遠く水位を監視することが可能である。 ・御所沼及び新郷排水機場については、管理運営業務を外部委託。	・出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	市内に4つの排水機場(古戸・添・新町・仲谷津排水機場)があり、通常時は無人だが、大雨等で水門が開まった際に消防団員が配置され、内水の水位が上がった時排水を行う		市内は利根川に4ヶ所管理を委託されている樋管があり要領に基づき操作している。		・町での取り組み状況としては、国交省が主催する、国交省が所有する資機材の貸出の為の取組説明会に参加して、操作についての業務講習を受けている。 ・町で所有する排水機場については建設課で対応している。また、改良区が所有する排水機場については改良区が担当している。	・水門の操作については、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。		・主要な水門・樋門の操作規則や連絡体制は構築されている。 ・東生井樋管の操作については、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・荒川排水機場、塩沢排水機場の操作については、栃木県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・野添樋管の操作については、国土交通省より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・住民への周知方法については、ホームページに記載することとしている。	・市内の堰、水門の開閉操作を行っている。また、各堰、水門において操作責任者を設け、操作の一部を地元の区長、水利組合等に依頼している。 ・北向樋管、栗町樋管の操作については、国土交通省から委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・市水防計画、要領等により管理責任者が操作・運用を行っている。
・その他(自由に記入)	平成28年度より御所沼機場の運用が開始されたことにより、最適な排水が出来るよう機場を稼働しながら検証していく。												
■ 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施													
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成													
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施								・年に1回、国土交通省より委託されている水門の操作テストを行っている。(操作テストは、国土交通省より指示がある。)					
・その他(自由に記入)													
■ BCP(業務継続計画)に関する事項													
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・現在、古河市業務継続計画(H28年3月に策定)を見直し中。平成28年度中に公表予定。		BCP事業計画として独立した計画書の策定は行っていないが、「取手市地域防災計画」の中で一部業務継続に関する記載あり。										
・水害に対応した企業BCP策定への支援												・企業のBCP策定についての支援、災害相談窓口は常時開設している。	
・その他(自由に記入)													
■ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用													
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・30の団体との災害応援協定を締結しており、今後も協定締結を進めていく方針。	・31の民間企業等と災害時における応援協定等を締結済。	・各種機関や企業と複数の災害時協定を締結している別紙添付資料参照	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種企業などと災害支援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と食料や日常生活物資等の災害時応援協定を締結している。		・食料や飲料水、資機材等の供給や、応急復旧の協力等、民間企業や公共機関と協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	14館林市	15玉村町	16板倉町	17明和町	18千代田町	19大泉町	20邑楽町	21さいたま市	22熊谷市	23行田市	24加須市	25本庄市	26春日部市
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組													
■ 氾濫水の早期排水のための効													
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・排水資機材は消防車両のみ。 ・高崎河川国道事務所から、烏川に関して確保操作点検(5箇所)を委託されている。 ・情報共有が図れており、排水資機材の借用も可能。	・邑楽東部第一排水機場の運転操作を国・県から委託されている。				・大泉主幹排水路、利根制水門の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。	・管理者が適切に管理している。国が実施する排水資機材の講習会に参加している。	・宝来樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。 ・同様に、鴻沼川排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している。	・市内8箇所の排水機場を運用(男沼・奈良川・道間堀・横瀬・さすなべ・豊原・旧横川・新奈良川) ・男沼排水機場は男沼樋管を国土交通省から委託を受け「男沼樋管操作要領」により洪水時の操作方法は規定されている。 ・地区住民への周知はしていない。			・消防団車両及び消防本部車両による排水を考えている。	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。
・その他(自由に記入)													
■ 緊急排水計画(案)の作成及び													
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成								※排水計画はなし。 宝来樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。 同様に、鴻沼川排水機場、芝川第一調節池排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作要領に基づき操作している	※排水計画はなし。 男沼樋管の操作について、国土交通省より委託されており、操作要領に基づき操作している。				
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施													過去浸水被害が発生した、新宮橋排水樋管操作訓練を河川課職員全員で、実施した。
・その他(自由に記入)													
■ BCP(業務継続計画)に関する													
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定		・ICT部門のBCP(初動版)策定済。				・今年度中に計画の策定に着手する予定。		非常時優先業務の選定や事業継続における現状の課題等をまとめた「さいたま市事業継続計画(地震災害編)」を策定。	熊谷市業務継続計画(地震編)については、平成25年3月作成済みである。		・地域防災計画に基づき、震災及び風水害対策とに分けた業務継続計画を策定済み。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「本庄市事業継続計画」を策定。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「春日部市事業継続計画(BCP)」を策定。 ・策定以後も、業務の入れ替え、被害種別の追加等により随時更新している。
・水害に対応した企業BCP策定への支援													
・その他(自由に記入)													
■ 生活再建及び社会経済活動の													
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。		・各種企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・物資の供給や情報発信等に関する協定を締結している。	・(自治体を除く)各種団体・民間企業等計44件の災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。		・災害時の応急復旧や物資の提供等について、企業、団体、公共機関と災害時協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
・その他(自由に記入)													

A. 取組項目	27羽生市	28鴻巣市	29深谷市	30草加市	31越谷市	32桶川市	33久喜市	34八潮市	35三郷市	36蓮田市	37幸手市	38吉川市	39白岡市	
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組														
■ 氾濫水の早期排水のための効!														
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	・可搬式排水ポンプを所有している。 ・操作方法は、毎年行われる操作講習会に参加し、修得を図っている。	・市内排水施設4箇所あり ・排水ポンプあり	・市内4機場のうち、2機場は業務委託を行っており、1機場は県から委託を受けて市が操作、1機場は自動運転となっている。 ・国所有の樋管があり、市が委託を受けており、地元自治会長に操作員を担ってもらっている。樋管については契約における操作規則がある。市所有の樋管については、地域住民への操作委託を行っている。各操作状況の地区住民への周知はしていない。	・国や県から排水機場や水門操作について、委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。	・排水施設については、操作規則等で運用している。 ・排水計画とは別に、現在毎月1回以上の定期点検を行っている。	・排水施設あり。 ・排水資器材は、ポンプを保有している。	・操作規則等に基づき各施設の操作運用を行っている。(ほぼ自動運転)	・市内の河川(大塚川)排水機場の操作について、埼玉県より委託されており、操作規則によって洪水時の操作方法は規定されている。 ・市内各所の排水ポンプ施設については市職員が操作・運用している。 ・三郷放水路については国交省が管理している。	・排水機場マニュアルに基づき、各施設の操作運用を行っているところであり、主要な施設については、担当職員に操作説明会を実施している。	・倉松川及び大中落しへ排水するために市内各所に排水ポンプを設置している。	・市内に2つの雨水ポンプ場があり、市職員が操作を行う ・ポンプ場の運転状況について随時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員の個人アドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・一部ポンプ場にて操作規則あり。また、操作規則の無いポンプ場については排水施設設置時に河川への許可放流量に従い設置し、排水開始水位により決定している。 ・※施設操作時に住民への周知は実施していない。		
・その他(自由に記入)														
■ 緊急排水計画(案)の作成及び:														
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成														
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施					・排水計画はないが、国及び県から受託している排水機場等について、市職員に対し、年12回程度操作研修を実施している。									
・その他(自由に記入)														
■ BCP(業務継続計画)に関する														
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定		・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「鴻巣市事業継続計画」を策定。	・事業継続計画を作成済み。	・草加市業務継続計画を策定した。	・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「越谷市事業継続計画」を策定している。ただし、震災を想定しており、水害時の計画はない。		地震や新型インフルエンザ等に係るBOPについて策定済みである。	特になし 地震編は策定済みであるが、風水害編は未策定である。	・業務継続計画を策定済		・市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「幸手市事業継続計画」を策定。			
・水害に対応した企業BCP策定への支援														
・その他(自由に記入)														
■ 生活再建及び社会経済活動の														
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種企業や団体と災害時における相互応援協定を締結している。	・各種団体・企業と、食料品、衣料、日用品、燃料の供給、救援物資提供に係る協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・桶川市建設業協会と災害時の支援についての協定を締結している	・約30の民間企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・市内の建設業者他と協定締結済	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。 ・物資を輸送する運送業者や物資の供給元である飲食物等を取り扱う企業、ライフラインである電気や石油等を取り扱う企業と協定を締結している。	
・その他(自由に記入)														

A. 取組項目	40上里町	41宮代町	42杉戸町	43松伏町	44野田市	45柏市	46我孫子市	47足立区	48葛飾区	49江戸川区
2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組										
■ 氾濫水の早期排水のための効!										
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置	JR高崎線のアンダーパスに、排水ポンプを設置運用している。	・排水機場の操作については、県との協定により規定されている。	・町内に排水機場1箇所あり。	・排水ポンプ施設有り ・操作、運用の取り決めについて策定していない。	・国交省から委託されている樋管の操作方法は操作規則により規定されている ・千葉県から委託されている排水機場の運転方法は運転規則により規定されている	・国土交通省関東地方整備局と水門等操作委託契約をしている。 ・利根川水系利根川次/下樋管操作要領により操作・運用の取り決めを行っている。 ・排水資機材は保有していない	・操作規則や運用マニュアル等を整備している。 ・余念樋管については、国と操作委託契約を結んでおり、操作規則に基づき洪水時の操作を行っている。	・内水氾濫が頻繁に発生しやすい箇所やアンダーパス部には、排水ポンプが設置してある。水害時に運用している。 ・FAXによる情報伝達により、排水機場や水門の稼働状況を把握している。	・葛飾区水元小合溜浄化施設等操作規程に基づいて操作する。 ・排水機場の稼働状況等については、必要に応じて区ホームページ等で周知する。	
・その他(自由に記入)										
■ 緊急排水計画(案)の作成及び:										
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成										
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施							・H25.10の台風26号の被害を受けて、H26より毎年国交省所有の排水ポンプ車を派遣して、市担当職員・登孩子建設委員会対象に国交省職員の手導のもと排水ポンプ車操作訓練を実施している。			
・その他(自由に記入)										
■ BCP(業務継続計画)に関する										
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	・町役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「上里町業務継続計画」を策定。	・役場の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「宮代町業務継続計画」を策定。	杉戸町業務継続計画(震災編)と新型インフルエンザに係るBCPを策定している。	・事業継続計画を策定している。	・事業継続計画を策定している。	市役所の機能が低下する中でも、市民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めている。当BCPは柏市地域防災計画の中に包含している。	大規模災害を想定したBCPは作成済み。	・事業継続計画を策定している。		・江戸川区業務継続計画(震災編)を策定。
・水害に対応した企業BCP策定への支援										
・その他(自由に記入)										
■ 生活再建及び社会経済活動の										
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。		・民間事業者との協定数は22であり、主に救援物資や応急復旧活動の内容について定めており、災害発生時に緊急の必要がある場合等に協定先の民間事業者へ要請を行う。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	・物資の優先供給等の災害時応援協定は複数締結している	・各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。
・その他(自由に記入)										

A. 取組項目	茨城県	群馬県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

・簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置		・県管理河川11河川にて17箇所の水位計を設置済み。	・現在、県内15河川にCCTVを設置済み。 (小貝川、五行川、田川、思川、釜川、黒川、永野川、秋山川、袋川、那珂川、逆川、荒川、霧川、蛇尾川、余笹川)	・水防警報河川の水位観測所(20箇所)へ河川監視カメラを設置し公開	・量水標を設置	量水標を設置
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備		県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。				・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化	茨城県庁舎は、浸水想定区域外にある。		・下都賀庁舎、安蘇庁舎は浸水想定区域から離れている。	・埼玉県本庁舎、第二庁舎、危機管理防災センターでは、浸水想定区域外に存在するため対象としていない。		・花畑水門、上平井水門、今井水門について、耐震耐水事業を実施中
・対策本部、警戒本部等設置時の情報収集・伝達設備	・県防災情報ネットワークシステムの整備(防災・危機管理課) >各市町村間での情報共有 >災害対策室の大型スクリーンの整備 等	県庁7階に災害対策本部が設置されており、約50人が1箇所で会議することが可能となっている。(85インチ×3及び50インチ×1のモニターがある。)このほか、県警のヘリテレ映像や関東地方整備局からの映像配信ラインのほか、内閣府、国交省及び消防庁との直通電話機も設置されている。	・災害対策本部は、危機管理センターに設置することとしている。スクリーンや放送設備等が設置され1箇所で会議することが可能となっている。 このほか、危機管理センター情報司令室に防災行政無線を配置しており、各防災機関との連絡を行ったり、災害対策本部の決定事項を各防災機関に伝えたりすることができる。	災害対策本部は危機管理防災センター本部会議室に設置し、大画面のスクリーンモニターを配備している。その他、防災行政無線で各防災機関との連絡を行うための統制室、災害時に職員等が集まり、実際に情報を収集、分析、指揮するためのオペレーションルームが存在する。 オペレーションルーム内には、インターネットへ接続できるパソコン、行政無線、パソコン画面を映し出すテレビモニター等を配備している。		・水防対策本部は、都庁第二本庁舎6階にあり、河川状況監視や情報伝達のためにパソコン、FAX、モニター等を配備している。
・その他(自由に記入)						

2) ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組

■避難計画、情報伝達方法等の改善

・避難勧告等の発令基準の改善	・避難勧告等の発令基準を修正する場合、助言等を行うこととしている。	・群馬県水防計画に基づき、洪水予報河川1河川、水位周知河川7河川において水位情報提供を実施 ・各河川毎に設定した水位に基づき、基準となる5段階の水位を超過又は低下した場合に情報を発表し、市町、警察、消防等関係機関に伝達している。	・洪水予報河川では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・水位周知河川等では、河川の基準水位を超えた場合に、県が自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・県管理河川が以下の事象になった時、直接連絡(ホットライン)を行っている。 ◆知事⇄市町長 ①氾濫危険水位 ②氾濫発生 ◆河川課長⇄市町危機管理担当課長 ①氾濫警戒水位 ②知事ホットラインの運用事象発生時	・洪水予報河川では、県と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・水位周知河川では、河川の基準水位を超えた場合に、県が自治体への連絡を通じて住民への周知を行っている。 ・埼玉県版川の防災情報メールにて登録者宛に水位情報をメール配信している。	・各市町村においてガイドラインに基づく基準設定を行っているが、これらからも多発する災害に応じて発令基準の見直しが必要となる場合は、速やかに行っている。	国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
・避難場所・避難経路の再確認と改善	・各市町が作成するハザードマップに関して、助言等を行うこととしている。	・各市町が作成するハザードマップに関して作成支援を行っている。	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を行っている。(手引き改定前)	・浸水想定区域図を作成し公表し、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。(手引き改定前)	・市町村長が指定する指定緊急避難場所・指定避難所について、早期に指定を行うよう市町村に対して働きかけを行っている。	東京都ホームページに区市町村が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。
・その他(自由に記入)	・茨城県災害情報共有システムにより、各市町村の災害対策本部等の設置状況、避難勧告等の発令状況について、各市町村間で情報共有することができる。また、当該システムに避難勧告等を発令を入力する際に、緊急通報メールにより住民に、アラートを通じて報道機関に情報を提供することが可能となっている。	・気象情報は新防災情報システムで、河川水位情報はFAXで市町等に情報提供している。市町においては防災行政無線や広報車など様々な手段で住民に情報提供している。また、県では、台風の接近等では県HPで県民に対する注意喚起を掲載し、また市町で避難勧告等が発令された場合には報道機関に情報を提供している。				

■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等

・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表				・県管理河川の浸水想定区域図(河川毎)をホームページにて公表中(手引き改定前)	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの検討を開始【平成28年度～】	・浸水予想区域図の公表
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定	・広域避難計画策定の際の参考となるよう、指定避難所等について水没の可能性等の有無を検討するよう市町村に依頼した。			・県域を超える広域避難が発生した場合、避難先県との調整等により支援を行う。		
・広域避難のための避難場所の確保	・東日本大震災の際など、必要に応じて、県有施設を避難所として開設した。			・県地域防災計画において、市町村は広域避難場所を選定確保するよう規定しており、市町村の地域防災計画においても、同様に規定するよう助言している。		
・その他(自由に記入)						

A. 取組項目	茨城県	群馬県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成						
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	・市町村の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の改定支援			・避難勧告等判断基準策定マニュアルを作成、市町村に配布し、基準の策定等の支援をしている。 ・避難勧告の発令等に着目した大規模風水害(台風上陸)に関するタイムラインを作成し、市町村に周知している。	・県内1河川でタイムラインを策定した。	
・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施	・各市町村が実施する訓練に参画するよう努めている。 ・図上型防災訓練のモデルを構築することとしている。					
・その他(自由に記入)						
■防災教育や防災知識の普及						
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置				・河川砂防課防災担当を窓口とする。		
・水防災に関する説明会や避難訓練の開催	・市町村と合同で実施する総合防災訓練の際の避難訓練の実施	・氾濫危険水位等の変更について、対象土木事務所・市町村に説明会を実施した。(H27.12月)		・市町村を集めて水防連絡調整会を実施している。		
・教員を対象とした講習会の実施	・出前講座の要請があれば実施することとしている。				・防災授業実践研修会(管理職対象の部)において、銚子地方気象台の防災管理官を講師として招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い、各学校における防災教育の推進を図る。	
・小中学生を対象とした防災教育の実施	・出前講座の要請があれば実施することとしている。	・自治会(高崎市鼻高町上川原団地自治会)に対し、河川管理(防災・減災)について出前講座を実施した。	・各土木事務所にて、防災教育を実施している。【H28年度～】			
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知	・パンフレット作成による意識啓発 ・出前講座の要請があれば実施することとしている。	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成公表している。 ・「ぐんまウォーターフェア」にて啓発資料を展示し、説明。(H28.7)水災害教育実施の支援	・ローカルテレビ、ケーブルテレビにて防災に関する番組の配信を行っている。	・自治会の方を対象とした出前講座の実施	・県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、またFMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送。	・デジタルサイネージ等を活用した普及啓発
・その他(自由に記入)		・防災週間や防砂とボランティア週間において、県民の防災意識の高揚を図るため、県総合防災訓練や県危機管理フェアを実施している。		・県警職員、消防学校の学生を対象とした講義を実施。		
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組						
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化						
・河川水位に係る情報提供	・県が提供する河川情報システムについて、情報表示方法を変更し、利用者へより判り易く更新する。	【水防関係機関】水防計画に基づき情報伝達を実施している。【県民向け】県内の水位・雨量は群馬県水位雨量情報でHP上でリアルタイムで提供している。	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へFAXで情報提供している。 ・県管理河川について、洪水予報の発表と併せ、水防警報をFAXにより発令している。 ・「どろぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できるとともに、NHKデータ放送により河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。	基本FAXにて県土整備事務所経由で伝達。 電話、メール等を併用。	・水防計画書の連絡系統で実施。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し	・水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施する。	重要水防箇所を定め、効率的な点検及び危険箇所の早期発見に努めている	・出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施している。		・水防計画書により重要水防区間を明示し、出水時等において管理区間の巡視を実施している。	・水防計画書により重要水防箇所を設定し、出水時等に点検を実施している。
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築	・県内に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備蓄する。 ・毎年定期点検を実施して、倉庫内の備蓄量を確認する。	県内12土木事務所に水防倉庫を設置し、資機材の整備を図っている。	・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。 ・また、各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。	水防倉庫の設置	・必要な水防資機材について、水防倉庫等に保管、出水期前に点検管理を実施している。	・水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車を配備している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・水防団や地域住民等が参加する洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検の実施	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	国が実施している重要水防箇所点検にて出先土木事務所、県河川課職員が共同参加。	・毎年、直轄河川の合同巡視に参加している。 ・また、県管理河川についても、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・国実施の重要水防箇所合同点検への参加 ・県管理河川における重要水防箇所合同点検の実施	・国が実施する共同点検に参加。	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検への参加

A. 取組項目	茨城県	群馬県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・毎年実施されている利根川水防訓練への参加 ・県内の水防管理団体が主催する訓練への参加	第65回利根川水系 総合水防演習に参加した。【平成28年】	・毎年実施している利根川水系連合・総合水防演習へ数名の職員が参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う訓練へ数名の職員が参加している。	・第65回利根川水系合同水防訓練への参加(多数の職員が参加) ・水防技術講習会の実施(H28 職員19名参加、事務局6名) ・水防管理団体が行う水防訓練、講習会に参加(12箇所、職員23名参加) ・県職員を対象とした水防工法講習会の実施(職員複数名参加)	・利根川水系連合・総合水防演習及び水防管理団体が実施する「水防訓練」に毎年参加。	・利根川水系合同水防訓練への参加
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化	県庁舎については、浸水の可能性なし。	<伊勢崎佐波医師会病院> 伊勢崎市におけるハザードマップによると当院の立地近辺では0.5m未満の浸水被害が予想されている。浸水時の患者搬送等については近隣消防と打ち合わせ済みであり、消防所有のボートにより搬送することとされている。また、災害対策本部については通常は1階総務課としているが、水害時については2階以上の会議室等でも活動可能である。 いづれも、対応についてはマニュアル化していない。	・災害対策本部を設置する本庁舎と出先総合庁舎は浸水想定地域にはないと思われる。 ・災害拠点病院はほとんどが浸水想定地域にはないと思われる。	・浸水想定区域外のため、埼玉県本庁舎にはマニュアルは存在しない。 ・浸水の可能性も少ない。 ・災害拠点病院に関しては、浸水被害が想定されている災害拠点病院においては、水害について言及した災害対策マニュアルを作成している病院がある。水害について対策未実施の災害拠点病院については、対応策を検討している。		
・その他(自由に記入)						

2) ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための取組

■氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用						
・氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置		・県操作施設、委託地元業者操作施設がある。何れも県において出水期前に操作点検を実施している。 ・操作規則により、操作方法は規定されている。 ・人家が近い箇所は、アナウンスにより周知を行っている。	・県が管理する仙井木川排水機場は、操作規則により洪水時の操作方法を規定している。	・国と県で、排水機場に万が一トラブルが発生した場合に相互協力して排水機場を運転する協定を結び危機管理体制を強化している。 ・国の水門の操作について、操作要領や覚書を締結している。 ・操作時の周知はしていない。		・排水機場等の操作は、操作規則に基づき実施している。 ・各事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。
・その他(自由に記入)						

■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施						
・関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成		・邑楽東部第1排水機場(板倉町管理)と邑楽東部第2排水機場(群馬県管理)において、操作時の情報を共有している。		・情報共有として関係機関へ操作前後に連絡をいれている。		計画作成に必要な情報を提供する。
・関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施						
・その他(自由に記入)						

■BCP(業務継続計画)に関する事項						
・水害時に行政機能を維持するBCPの策定	BCP(地震)を策定済み	大規模災害等発生時に、最優先すべき災害応急対策業務や継続の優先度が高い通常業務を選定し、業務実施に必要な資源の確保、配分などを定めた「群馬県業務継続計画」を平成24年度に策定。	・県庁舎の機能が低下する中でも、行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「栃木県業務継続計画」を策定。【平成26年】	埼玉県業務継続計画を策定。同計画は、東京湾北部地震を危機事象とするが、他の災害などの危機事象についても応用が利くものと考えられる。【平成20年度】		都政のBCP(事業継続計画)<地震編>を策定している
・水害に対応した企業BCP策定への支援	・H27年度までBCP策定支援を実施。	・平成26年2月に東京海上日動火災保険株式会社と「県内中小企業のBCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結した。 ・BCP基礎セミナー、BCP策定支援ワークショップ、BCMセミナーを開催している。 ・BCPを策定しようとする企業に個別支援を行っている。	・関係機関と連携して、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、BCPを策定しようとする企業に専門家を派遣している。	・埼玉県産業振興公社と連携し、BCP策定に関するセミナーを開催しているほか、公社による専門家派遣制度を活用し、BCPを策定しようとする企業に対して個別支援を行っている。【平成17年～】		
・その他(自由に記入)						

■生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用						
・生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。	各種団体・企業等と災害時応援協定を締結している。		
・その他(自由に記入)						